

令和4年第3回（6月）大潟村議会定例会会議録

1. 開議日時 令和4年6月9日（木）午前10時00分～午後3時51分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄	2番 工藤 勝	3番 三村敏子
4番 菅原アキ子	5番 松本正明	6番 黒瀬友基
7番 菅原史夫	8番 戸部 誉	9番 齊藤知視
10番 川渕文雄	11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第1号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第49号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第50号 普通財産の貸付について
議案第51号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案
議案第52号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第53号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第54号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
議案第55号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
報告第1号 工事請負変更契約専決処分報告
報告第2号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
報告第3号 村道路線の認定の専決処分報告
報告第4号 令和3年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書報告
報告第5号 令和3年度大潟村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告

報告第6号 令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告

報告第7号 令和3年度大潟村一般会計事故繰越し繰越計算書報告

報告第8号 令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

おはようございます。

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、令和4年第3回大潟村議会定例会を開会いたします。

日程第1、『会議録署名議員』の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、松本正明さんと、6番、黒瀬友基さんを指名いたします。

次に、日程第2、『会期の決定』を議題といたします。

本定例会の会期日程等について、議会運営委員長より発言を求められておりますので、これを許します。

議会運営委員長、11番、石井雅樹さん。

【議会運営委員長：石井雅樹】

11番、石井雅樹です。

私から、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

去る6月1日、午前9時より、委員会室において、村当局より薄井総務企画課長、進藤総務企画課主査出席のもと、議会運営委員会を開催いたしました。

今定例会の一般質問は5名で、提出議案は15件であります。提出議案の内訳は、条例関係1件、財産関係1件、補正予算5件、報告が8件でありました。

委員会では、総務企画課長及び議会事務局長より各議案について概要説明を受けた後、それぞれの内容等について質疑を行っております。その後、一般質問、陳情等の内容を確認し、会期や議事日程について協議を行ったところであります。

その結果、会期は、本日6月9日から6月14日までの6日間といたしました。

なお、付託案件、会期日程、一般質問等については、皆さんに配付した資料のとおりであります。

以上、議会運営委員会の経過と結果についてご報告いたします。

【議長：丹野敏彦】

お諮りいたします。

ただ今の議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月14日まで

の6日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

よって、会期は、6月9日から6月14日までの6日間と決定いたしました。

次に、日程第3、『諸般の報告』をいたします。

はじめに、議会に対して提出された報告書について報告いたします。

監査委員より、地方自治法第235条の2の規定に基づき、令和4年2月分から令和4年4月分までの例月出納検査の結果報告が提出されております。

次に、南秋田郡町村議会議長連絡協議会について報告いたします。

去る4月26日、井川町役場において同協議会の定期総会が開催され、令和3年度の事業報告及び決算認定並びに令和4年度の事業計画及び予算について審議を行い、全会一致で承認されました。

次に、全国町村議会議長会について報告いたします。

去る5月30日、町村議会議長・副議長研修会が東京国際フォーラムで開催され、参加して参りました。研修では、東京大学名誉教授、大森彌氏による「町村議会のあるべき姿」と題しての講義のほか、大正大学教授、江藤俊昭氏、上智大学教授、三浦まり氏による講義が行われました。

私からの報告は、以上であります。

なお、関係資料は事務局で保管しておりますので、後ほどご高覧いただければと思います。

次に、男鹿地区消防一部事務組合議会について報告があります。

7番、菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から、令和4年3月28日に開催された、男鹿地区消防一部事務組合議会第1回定例会の審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の前に、本年2月に潟上市議会が改選されたことに伴う議席の指定と、副議長の選挙が行われ、潟上市議会の堀井克見氏が副議長に選出されました。

次に管理者より諸般の報告がありました。

内容については次の通りです。

1. 常備消防力適正配置調査について

3月末までに一般財団法人消防防災科学センターから最終の調査報告が出される予定である。内容を十分精査し、今後の広域化については慎重に対応していく。

2. 火災状況について

昨年1月から12月までの火災状況は発生件数が31件、前年と比較して16件の増。火災による死者はおらず、損害額は1,498万1千円であり、前年比1,00

3万2千円の増であった。

3. 救急出場について

出場件数は2,207件で前年比97件の増であり、搬送人数は2,012人で62人の増となった。

そのうち、心肺停止状態の傷病者を81人搬送しているが、救急現場に居合わせた「バイスタンダー」により、心臓マッサージなど救命手当が実施されたのは50名であった。

ドクターヘリは128件の出動要請を行った。

とのことです。

次に議案の審査に入り、議案第1号「令和3年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計補正予算（第3号）」が上程され、管理者より提案理由の説明、消防長より補足説明がありました。

本補正予算は、歳入では市村負担金を措置し、歳出では人事院勧告による給与改定で人件費を措置したもので、歳入歳出それぞれ545万6千円を減額し補正後の予算総額は13億8,639万2千円であります。

採決の結果、議案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号「令和4年度男鹿地区消防一部事務組合一般会計予算について」が上程され、管理者から提案理由、消防長から補足説明がなされました。

本予算は複雑多様化、大規模化している様々な災害や、高齢化の進展等に伴い増加している救急需要に対応するため、人件費及び資機材の維持管理経費等を計上したほか、投資的経費として、天王南分署庁舎外部改修工事、天王南分署配置の高規格救急自動車の更新等を措置したもので歳入歳出予算の総額はそれぞれ14億2,673万1千円とするものであります。質疑については、更新する高規格救急自動車の装備、職員研修の内容についてがありました。

討論はなく、採決に入り、議案第2号は全会一致にて原案のとおり可決されました。

以上で報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、八郎湖周辺清掃事務組合議会について、報告があります。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

私から、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告をさせていただきます。

令和4年3月24日、八郎湖周辺クリーンセンター研修室において、令和4年第1回八郎湖周辺清掃事務組合議会定例会が開催されました。

議案は「令和4年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計予算」についてです。

「令和4年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計予算」に関する説明に先立ち、管理者より諸般の報告がありました。令和3年度のごみ搬入量の実績見込みについては、家庭系ごみは、前年比6.8%減の約1万780トンであり、主な要因は、男鹿市におけるごみ袋の有料化に伴う施策の成果とのこと。また、事業系ごみは、前年比1.6%増の約3,760トンであり、主な要因は新型コロナウイルスの影響が緩和されたことで事業活動が一部再開したことによるとのことでした。

また、将来的なごみ処理の方向性については、県が昨年9月に、ごみ処理広域化・集約化計画を策定し、秋田市及び潟上市と合わせて、施設の集約化を検討するとの方向性が示されたところであり、県のリーダーシップの元に、今後、関係市町村と連携を図りながら集約化について検討を進めていくとの報告がありました。

以上の報告ののち、管理者より「令和4年度八郎湖周辺清掃事務組合一般会計予算」の提案理由の説明、及び事務局長より補足説明を受け、審議に入りました。

令和4年度歳入歳出予算は、前年度に比較して5,855万4千円、10.3パーセント増の総額6億2,820万円。増加した要因の主なものは、修繕料の増となっています。その後、議員より今後の修繕計画、ごみ処理の広域化とクリーンセンターの稼働計画などに関する質疑があり、審議の結果、原案のとおり全員一致で可決されました。

以上、八郎湖周辺清掃事務組合議会の報告と致します。

【議長：丹野敏彦】

これで諸般の報告を終わります。

次に、日程第4、「村政報告」を行います。

村長より、村政報告について発言を求められておりますので、これを許します。

村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、令和4年6月定例会の開会にあたり、諸般の報告を申し上げます。

はじめに、村内における新型コロナウイルスの感染状況について申し上げます。

高校生以上の一般の感染者については、3月に9名の感染があり、うち2名は子供からの家庭内感染によるものでした。4月には10名の感染があり、ひだまり苑においてはクラスターが発生しました。5月には4名の感染があり、今年度の感染者の合計は44名となりました。また、こども園及び小中学校においても、4月以降感染者が発生しており、これまでこども園では園児1名と教職員1名、小学校では児童9名、中学校では生徒3名となりました。この間、秋田中央保健所の指導により、こども園では5月10日から13日まで、小学校では5月7日から13日まで、及び6月4日から9日まで、それぞれ学年閉鎖としたところです。学年閉鎖及び感染により欠席した児童生徒に対しては、オンライン授業を行うことで、影響を最小限にするよう努めております。また、6月4日に予定していた運動会は、14日に延期して実施することといたしました。

なお、こども園及び小中学校では、感染者が発生の都度、関係者に対し日々の健康観察と予防対策の徹底、及び感染者に対する誹謗中傷等を行わないよう呼びかけるとともに、教室等の消毒を実施したところであります。

村民の皆様におかれましても、基本的な感染防止対策でもあるマスクの着用や手指の消毒など、「感染しない・させない」を徹底されますよう、ご協力をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種事業について申し上げます。

3回目の追加接種につきましては、2回目の接種から6ヶ月を経過した対象者2,516人のうち、4月4日までに2,217人に対し接種を実施し、接種率は88.2%となりました。3月下旬からは、南秋田郡4町村の合同により湖東厚生病院で5歳から11歳までの幼児・児童を対象とした集団接種が行われており、村内対象170人のうち、昨日まで予約を含め68名が1回または2回の接種を終えており、接種率は40%となっております。

4回目の接種につきましては、4月27日に厚生労働省の分科会において、60歳以上の方、及び基礎疾患を有する18歳以上60歳未満の方を対象に接種を行うことが決定され、5月25日付けで省令が公布されました。村においては、4回目の接種対象者は約1,200人を見込んでおります。ワクチン接種のクーポン券を6月下旬に発送し、接種事業をひだまり苑入所者は7月4日から、ほかの対象者は7月13日から実施したいと考え、現在準備を進めているところであり、今定例会において関連する補正予算を計上しているところです。

これまで同様、今後日時を指定し、希望者全員がワクチン接種できるよう進めてまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

次に、4月の水不足について申し上げます。

例年4月は種まき作業において多くの水道水が使用される時期となっておりますが、今年はそのに加え、村内事業所における事業拡大等の影響により、大量の水道水が必要となり、水不足が懸念されることとなりました。村民や村内各事業所の皆様にはご心配をおかけし、また時短営業や休業要請にご協力いただき、深く感謝申し上げます。お陰様で水道水の供給が滞るような事態は回避することができました。

今後はこのようなことがないように、現在新たな取水源の確保に向け、関係機関と協議を進めているところであり、村民や村内各事業所の皆様が安心して水道水を使用できる体制を構築してまいりますので、よろしくようお願い申し上げます。

次に、脱炭素先行地域の選定について申し上げます。

3月議会において、脱炭素先行地域への応募の報告をしたところですが、その結果について4月26日に環境省から発表があり、本村は初回応募79地域のうち26地域の1つとして選定をいただきました。その後、5月11日に交付金の内示額が示され、6月1日

に選定授与式が行われました。授与式は、東京都の有楽町よみうりホールにおいて、環境省の山口壯大臣をはじめ副大臣、政務官、各選定地域の首長・関係者が一堂に会して行われ、翌日には、政務官、審議官と今後の進め方について意見交換を行ってまいりました。

この選定が、国全体の脱炭素化に向け大きな弾みになり、また、村で取り組む「自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦！」の実現につながると考えております。

今回、関連する補正予算を計上しておりますので、ご審議につきましてよろしくお願いいたします。

次に、株式会社大潟共生自然エネルギーからの剰余金配当について申し上げます。

昨年度も発電は順調で、計画値から11.4%増となっており、先般行われました株式会社大潟共生自然エネルギーの定時取締役会において、令和3年度の決算報告の承認案等とともに、剰余金配当案が決定されました。今月22日に開催される定時株主総会において承認いただければ、その後、村も含め各株主に配当される見込みです。

配当金額は昨年同様1株あたり1万5千円となり、村の所有株数が80株であり合計で120万円が村への入金予定額となっております。

次に、八郎湖クリーンアップについて申し上げます。

今年で41回目となるクリーンアップは、昨年同様、感染防止対策を行い、燃やせるごみと燃やせないごみの二分別による回収を行う形で6月5日に開催し、各自治会などから891名の参加がありました。

このクリーンアップには、例年日にちをずらして役場職員も参加していますが、今年は株式会社カントリーエレベーター公社職員（後日「公社社員」に訂正。65ページ参照）も参加してくださいました。秋田県立大学の学生寮入寮生については、コロナ禍で寮の運営に万全を期す必要があるとのことから昨年に引き続き不参加となっております。

回収したごみの量は合わせて約1.6トンとなり、昨年に比べて1.2トンほど少なくなったところです。目分量の報告ですので誤差のある数字にはなりますが、全般的に燃やせないごみの量が少なめで、特に家電等の粗大ごみが少なかったようです。昨年は燃やすごみだけをクリーンセンターに搬入していましたが、今回はクリーンセンターに確認し不燃ごみについても搬入することとしました。これにより処分場に埋めるごみの量はさらに削減できたものと考えております。ご参加いただきました皆様のご協力に感謝申し上げます。

次に、農作物の生育状況について申し上げます。

はじめに水稻ですが、春先から好天が続き、育苗期間に一時低温があったものの春作業全体をとおり順調でありました。田植えは5月中旬から始まり、田植期間の強風で一部圃場に代枯れがみられたほか、降雨日が少ないことで表層剥離が早く発現し、水管理等に苦慮しているところではありますが、生育は順調に推移しております。

次にたまねぎですが、融雪が遅かった影響で春先の生育量はやや乏しい圃場が見受けら

れましたが、3月以降気温が平年を上回り、平年並みまで回復しております。肥大期に入っている現在、降雨日が少ないことから球の小玉傾向が懸念されるところでありますが、目立った病害虫の発生は見られておらず、生育は概ね順調に推移しております。

次に小麦ですが、融雪後、気温が高めで推移したことで幼穂形成が早まりましたが、出穂はほぼ平年並みとなりました。播種時の湿害の影響で出芽率が低くなり、茎数がやや不足傾向にある以外は、出穂後の生育も目立った病害等は見られておらず、概ね順調に推移しております。

次に、生産調整等の取り組み状況について申し上げます。

令和4年の生産調整は、転作の目標面積を4,146haとして、2月に営農計画の受付を行いました。その後の変更も含め集計を行った結果、農家戸数482戸のうち、これまでに394戸の農家が計画書を提出しております。主食用米の作付面積は4,659haとなり、前年比マイナス422ha、約8%減となっております。加工用米・飼料用米などコメによる転作は3,918haで前年比441haの増、麦や大豆などの実転作は404haで前年並みとなっております。

令和4年の特徴としては、いわゆるコメ転作への取り組みが前年比で441ha増加し、うち飼料用米が前年比で402ha、約1.2倍と大幅に増加したことが挙げられます。これは米価下落の影響により、水田リノベーション事業への取り組みが増え、加工用米の一部実需が飽和状態にあり飼料用米へ転換が進んだものと考えられます。

また、転作物物の作付面積は、6月中旬から行う経営所得安定対策等の交付申請受付により固まる予定となっております。

次に、チャレンジデーの結果について申し上げます。

今年のチャレンジデーは、全国68の自治体が参加し、5月25日に実施されました。大潟村は北海道の苫前町と対戦し、参加率は大潟村が33.5%、苫前町が41.6%という結果となりました。

チャレンジデー当日は、農繁期にも関わらず、多くの村民や事業所の職員の皆様にご参加いただきました。ご協力に対し、厚くお礼申し上げます。

次に、令和3年度一般会計の決算見込みについて申し上げます。

現在、計数整理中ではありますが、歳入面では、村税や地方交付税等が当初見込みより増収となっております。歳出面では、新型コロナウイルス感染対策を講じつつ、経費の節減と効率的執行に努めたところ、令和3年度の剰余金は、合計で約2億2千万円程度となる見込みであります。

以上、諸般の報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

次に、日程第5、議案第49号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」から、日程第19、報告第8号「令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計事故繰越し

繰越計算書報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

それでは、村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、提出しております議案について、順次申し上げます。

議案第49号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」については、地方税法施行令等の一部を改正する政令等の公布に伴い、所要の規定を整備するとともに、令和4年度の国民健康保険税を賦課するため、税率を改正するものであります。

次に、議案第50号「普通財産の貸付について」は、普通財産の無償貸付について、地方自治法第96条第1項第6号及び同法第237条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第51号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、主な内容を申し上げます。

はじめに歳出についてですが、生活環境課関係では、環境エネルギー費において、自然エネルギー100%の村づくり推進事業に8億9,796万円を計上するとともに、水道費において、大潟村水道事業特別会計繰入金を58万1千円減額しております。

福祉保健課関係では、社会福祉総務費において、大潟村住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業に195万6千円、児童福祉総務費において、子育て世帯生活支援特別給付金給付事業に52万4千円、大潟村子育て世帯生活支援特別給付金給付事業として1,073万4千円、保健センター費において、新型コロナワクチン接種事業に381万8千円を計上しております。

農業委員会関係では、農業委員会費において、農地情報収集等業務効率化支援事業に25万6千円を計上しております。

産業振興課関係では、農業振興費において、低コスト技術等導入支援事業に9,904万8千円、商工振興費において、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援事業に1,800万円を計上しております。

教育委員会関係では、事務局費において、英語教育推進事業に105万7千円、学校管理費において、小学校の施設管理費に17万5千円、中学校の施設管理費に17万2千円を計上しております。

さらに、全般的事項として、人事異動に伴う人件費関連での増減額分を計上しております。

これにより、補正総額は10億3,249万2千円となり、補正後の予算現額は46億5,249万2千円となっております。

なお、補正の財源は、国庫支出金、県支出金、繰入金等に求めたところであります。

次に、特別会計の補正予算案について順次申し上げます。

議案第52号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」については、人件費の調整により145万8千円を増額しております。

次に、議案第53号「令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」については、令和3年度の介護サービス収入及び指定管理料の確定に伴い、指定管理者である正和会に収益還付する過年度分収益還付金として1,090万4千円、ひだまり苑等管理運営事業に51万7千円を計上しております。

次に、議案第54号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」については、人件費の調整により58万1千円を減額しております。

次に、議案第55号「令和4年度公共下水道事業特別会計補正予算案」については、人件費の調整により690万9千円を計上するとともに、下水道ポンプ場設備整備事業に90万円を増額しております。

次に、報告第1号「工事請負変更契約専決処分報告」については、大潟村公共下水道管渠改築工事の工事請負変更契約の締結について専決処分したもので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第2号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」については、地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、緊急に大潟村村税条例の一部を改正する必要性が生じたため専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第3号「村道路線の認定の専決処分報告」については、村道北1丁目5号線、中央住区9号線、中央住区10号線の3路線の認定について専決処分したので、議会に報告し、その承認を求めるものであります。

次に、報告第4号「令和3年度大潟村一般会計繰越明許費繰越計算書報告」、報告第5号「令和3年度大潟村水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告」、報告第6号「令和3年度大潟村公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書報告」、報告第7号「令和3年度大潟村一般会計事故繰越し繰越計算書報告」及び報告第8号「令和3年度大潟村介護サービス事業特別会計事故繰越し繰越計算書報告」については、令和3年度予算のうち、令和4年度に繰り越した事業費について議会に報告するものであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書、その他関係書類に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決、承認を賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただ今の村政報告並びに提出議案の説明に対する質疑は、明日、10日を予定しておりますので、よろしく申し上げます。

次に、日程第20、「一般質問」を行います。

会議規則第61条の規定に基づき、通告のあった順に質問を許します。

4番、菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

4番、菅原アキ子です。

先に通告してあります2点について、村のお考えを伺いたいと思います。

1点目ですが、安定した水量の確保についてでございます。

今、村は1800m³の取水がある中で、日常的に使っているのが1200から1300m³くらいで、パックライス工場も最大で300m³くらいあれば十分であり、普段は余裕がある状況であるということ伺っております。ただ、種まきの時期はぎりぎりの状態になるので、そうしたことを考慮すると少し水源の余裕を持つておく必要があり、しっかり水源を確保し、新たな水需要にも耐えうる体制を整えていくという姿勢を示しており、今後その思いはゆるぎないものと理解しております。例年は堤防に取水能力があり、節水の協力などで水不足には至らず乗り切れていたようですが、今年の4月には残念ながら温泉の休館、更には米販売事業所やパックライス工場が3日間製造を中止せざるを得ない事態に追い込まれました。村から湯の湯を休館するという周知がなされた種まきの頃には、断水するのではと心配する村民の声が多く寄せられました。

大湯村は農業の村ですので、春の種まきの時期には大量の水を使わざるを得ません。パックライス工場でも大量に水を使用しますし、時期が重なることは想定しておりましたが、それでも不安はないという説明がなされておりましたので、安心しておりました。

今の水源地は、水量は豊富にあるという調査の元に、井戸の深さによって流れている水の状況が違ってくるとか、水を吸い上げたことで地盤沈下や近隣の水位が下がることのないようしっかり調査し、確認もされて、浄水場の能力を最大限に活かせる取水事業として取り組んでおられたと理解しております。これまでの取水では、地下浸透していたと推測され、既存の集水管では集水できていないと考えられるため、新たに暗渠管を入れての集水に取り組んでいたはずですが、思うような取水につながらなかったのは、どのような要因があったからでしょうか。伺いたいと思います。

また、例年ですと八郎湖の水位は春先にだんだん上がってきて、種まきの頃は水位が高い中で取水もできるが、今年は雨が少なかったことと、春先の雪どけが一気に進んで4月半ばには山の雪どけ水がほとんどなく、八郎湖は山からしみ出す保水だけの状況で、雨が降ると堤防に降った雨が取水につながってくるということが、今回は一切閉ざされ、全然機能しなかったという説明は先日伺っております。雨が降らなかったということがどれほど大きな要因だったかということは理解しておりますが、気象条件はその年ごとに変わるものですし、今年は雨が降らなかったためというのも現実的ではありません。取水量を増やすために行った村の事業が思うようにならなかったことなどの要因が重なったことも大きいのではと思っております。

この春先はこれまで伺っていた状況ではなく、一転して水不足に陥ったわけですが、村が想定していた水道水の使用量が想定以上に増え、見込みに大幅な違いが出たのはなぜで

しょうか。予測できなかった一番の要因も含めて伺いたいと思います。

また、八郎湖の水位は、「秋田県八郎潟防潮水門管理条例」や、「秋田県八郎潟防潮水門管理条例施行規則」及び「水利使用規則」により規定されております。施行規則では調整池の水位は洪水の時を除き、月ごとに制限水位が定められております。灌漑用水等の供給のため確保すべき確保水位も3月や5月、8月、9月など月ごとに定められております。4月頃の八郎湖の水位は、おそらく規則に定められている最低水位ではなかったのかなと推測しておりますが、県はどのような対応をされていたのでしょうか。安定した水量を保つには、県が規定している八郎湖の水位をさらに増やしていただくことが当面必要ではないかと思っておりますが、いかがでしょうか。村長のお考えを伺いたいと思います。

今年のような不測の事態を防ぐためには、喫緊に水源を増やすことが必要だと思っておりますが、県にお願いする以外にも今後どういう対策・備えをしていくのか、お考えを伺いたいと思います。

また、今後の更新計画の策定に必須とされる「水道施設台帳」は9月末までの整備が義務づけられております。併せて、公営企業法の適用に必要な「固定資産台帳」も進められていると思っておりますが、それらの進捗状況を伺いたいと思います。

水道事業は市町村運営が多く、独立採算制で特別会計を設け水道料金で賄うのが基本とされていますが、本村でも料金収入だけでは運営費を賄えず、年度によって金額は違いますが、別の会計から費用を繰り入れ、大幅な料金の値上げにつながらないように運営している年度が多くなっていることは理解しております。

人口減少で水道料金の収入が減る中、老朽化した水道施設をどう維持するかが全国的にも課題となっておりますが、国は自治体に対し、市町村の区域を超えた広域化で事業規模を拡大するよう促しており、令和4年度末まで「水道広域化推進プラン」を策定するよう方針を示しております。秋田県の中央地区であります秋田市、潟上市、男鹿市、五城目町、井川町、八郎潟町、そして我が大潟村も含まれた秋田県域では、現在協議が行われていることと思います。全市町村がひとつの広域化になるのか、もしかすると部分的にやりやすいところから始まることもあるということは、以前伺っております。大潟村の今の水道施設や水源地から浄水場までのポンプについても、いつか必ず更新が必要になります。水源調整など深く関わってくると思いますので、広域連携の具体化に向けて、現在どのように進められているかをお聞かせいただきたいと思っております。

また、水道管の法定耐用年数は40年といわれておりますので、大潟村にとっても水道管の更新は大きな課題と言えます。上下水道の維持並びに整備計画についてですが、村内で布設されている上水道本管の老朽化の現状は把握されておられるのでしょうか。漏水状況も含めた点検、交換の計画はどのようになっているのでしょうか。

私達地域住民は、それぞれが日頃から災害に対する対策の備えを十分心がけておくことが大切ですが、平常時でも節水をお願いされている状況下に、もし大規模災害に遭遇した

時は給水が困難になるのではという不安がつきまといまいます。災害などで長期間にわたる停電が広範囲で発生した場合、村として上下水道への対策はどのように講じられているのでしょうか。

以上についてお伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

4番、菅原アキ子議員の質問にお答えします。

今年4月の水不足については、村民の皆さまや村内各事業所にご迷惑とご心配をおかけすることになってしまい大変申し訳ありませんでした。

今後はこのようなことが無いよう対策を講じてまいりますので、よろしくお願いいたします。

さて、1点目の、昨年度実施した取水量の増加を目的とした水源増補改良事業が取水の増加につながらなかった要因についてであります。本事業の暗渠管施工エリアについては、取水地帯で集水できない水が滞留しているとの調査結果から、現在のドレンで集めきれない浸透水を同管で相当程度集水できるという想定で実施いたしました。

実際に工事中には相当な水量が地中から湧き出てくることを確認しておりましたが、これらの水量に関しては、ほとんどが地中に滞留していたものだと思われ、取水量の恒常的な増加にはつながらなかったということでもあります。

2点目の、供給量による違いと不足の要因に関してであります。村では村内事業者による米飯事業を念頭に同事業者との協議により、既存の取水量や1点目でお答えした水源増補による対策、浄水場における総貯水量等を総合的に勘案し、水道水の供給には問題ないとの見通しを立てておりましたが、令和4年3月に別事業者より事業拡大に伴う水利用の相談があり、村で想定していた水道水の供給量を大幅に上回る事態となったものであります。

3点目の、安定した水量確保を目的とした八郎湖水位の上昇については、4月中旬から現在までの八郎湖の水位と取水場からの導水量を鑑みると一定の関係性はあると認識しておりますが、水位の調整は灌漑用水の確保や災害対策等の観点から県の条例規則で定められた中での運用が行われているため、水道取水のためというのはかなり難しいものと考えております。

4点目の、不測の事態にならないような今後の対策についてであります。今般の一連の流れを受け、村では現在排水が確認されている取水場南側の排水ドレンからの取水を想定し、関係各所との協議を進めております。同箇所においては、現在のところ1日あたり約400m³の排水が確認できており、本エリアからの取水を実現することで、水需要期を含め年間を通じて、十分な供給体制を整えることができると考えております。

5点目の、水道施設台帳や固定資産台帳の整備にかかる進捗状況についてですが、固定資産台帳については、令和3年度中に台帳整備は完了しております。水道施設台帳については、北1丁目の工事を行う際に水道管が実際の管路状況と布設図面が異なる構造となっていることが分かり、精査のため工期を延長し、9月30日の完成を目標に進めているところであります。

6点目の、水道広域化推進プランの策定に伴う調整状況については、令和3年7月に秋田県水道広域化推進プラン策定に係る作業部会が立ち上がり、将来推計や水需要見込み等についての協議を継続してきました。大潟村に限らず、近隣市町村を含め、人口減少社会が到来する中での水道事業をどのように維持していくかが主たる協議事項であり、その中で市町村間の水道事業の連携という可能性が示されているものであります。

同会議は令和4年度も開催される予定でありますので、水道事業における他市町村との連携については検討材料の1つとして取り組んでまいりたいと考えております。

7点目の、上水道本管の老朽化の現状と漏水状況の点検等については、浄水場の職員が村内巡回を行い、本管に漏水等がないかの確認を定期的を実施しております。現在の水道管は大部分が平成2年から3年に布設をされ、その耐用年数は50年とされておりますので、固定資産台帳や現在策定が進んでいる施設台帳に基づき、計画的な更新工事を行っていきたいと考えております。

8点目の、災害等における長期間の停電発生時の上水道の対策についてであります。取水場、浄水場、汚水ポンプ場ともに自家発電装置を備えており、災害時も機能するようになっております。燃料が満タンの状態での稼働継続時間は取水場自家発電で7時間、浄水場で20時間、汚水ポンプ場で13時間ですが、これ以外にそれぞれの施設に予備燃料も備えております。

また、浄水場においては、ろ過池で約1300^m³、配水池でも1300^m³を貯水できる構造となっており、万が一停電等で上水道の配水ができなくなった場合は、同施設においてタンクで水を供給することができるようになっております。

水の供給については、今後も万全を期して参りますのでよろしく願いいたします。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

この1点目ですけれども、水量は、地下にあるものなので明確な把握は難しいということとは十分理解できます。ただ、これを始める前に業者が簡易的な調査を行い、そして見込みとしては取水できる事業だと、そういうふうに当局も判断されて進められた事業であると理解しております。今の村長のお話ですと、地中に滞留していたものがあって、それが

進められなかった要因として考えられるみたいなことを言いましたけれども、その簡易的に、最初事業を取り掛かる前に調査していたということからは、今回は導き出せなかった部分なのではないでしょうか。それと、今回取水場の南側からの400m³くらいの取水が考えられるというふうにして、今そういうことを考えているというふうな答弁をされましたけれども、今回の当局が集水できるという判断のもとに進められた事業がとん挫してできなかった訳ですよ、結果的に。こういう成果が得られなかった今回の結果を当局はどのように受け止めて、そして今後どう活かそうとしているかをまずお聞かせいただきたいと思います。

それと、このままでは確実に供給できる水量が不足する、4月のことですね。その明らかに想定できた段階で、村はどのような対応をされたのでしょうか。先程、県に対してもお話ししていただきましたけれども、その月ごとに定められている八郎湖の確保水位、これはもちろん県が決めているその条例の中でのことだということは私も理解しております。ただ、その時点でどのように村は対応し、そして県に対しても増やしていただけるようお願いとかはされたのでしょうか。それともやっぱり条例に定めていることですので、年度途中ではそういう規定されている水位の切り替えというのは難しかったのでしょうか。そういうことがもし適切に、難しかったとは思いますが行われていれば、水不足の状況には至らなかったと思うのですが、その時もし県にお願いしていたとすれば、その県の対応というものも含めて伺いたいと思います。

そして、この水不足の一番の要因は、ある程度、米パッキライス工場の使う水の使用量を定めていたのだけれども、それもちょうど含めていたのだけれども、その事業量が増えたために水道の使用量も増えたということが、じゃあ一番の大きな要因になったのでしょうかということの確認もです。

それと、村は今と比べて、これからもいろいろなところで、来年とか、今は陥っていないのですけれども、水不足に対処するために村としてもいろいろ考えておられるようなことを今お話ししてくださいました。例えば、県に対して条例で定められている確保水位に対しても、こういう事情があってもう少し上げてもらえないとか、そういう依頼とかは県に対して行う予定でしょうか。それとも今行っているのでしょうか。それは十分な水量というのは、なかなか気象条件にも関係してきますし難しいことだと思うのですが、村が県に対して要望するその水量というのはどういうことにもとづいて、どのくらいの水量を要望される予定でしょうか。もし今、お願いしている、交渉している段階であるとすれば、そういうことも含めて伺いたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原アキ子議員の質問にお答えします。

まず、以前のボーリング調査で、堤防は全部砂を入れて、その上に堤防を築く形にしていますので、下の砂層までは非常に水が豊富な状況になっていると、地下の。それを越すとヘドロ層に入っていくと、そこに入るとなかなか豊富な水というような状況ではないと、ただ地下の下の方の砂から水を取ると、その影響がどういう形で出るかという心配、堤防に影響があるので、村としては表層にある滞留している水を取水する、今のドレンの、それにさらに残っている表層の部分ということから工事をするにしました訳で、実際その表層に近いところも水はあったのですが、ただそれはその時溜まっていて、常にそれに水が供給される状況ではなかったということでありました。非常に村としても残念ではありますが、そうした中で、ただ今村の取水は堤防の暗渠管がずっと入ってそれぞれ結構太いドレン管が出て、それは自然にもう落水している状況でして、最終的には排水場まで流れてポンプアップされていると。その流れている排水ドレンは今取水で使っている以外に、東西というか南北というか、それぞれまだいっぱいある訳でして、そこからはまだ水も出ている個所がたくさんあると。今回、先程お話ししたのは、その今取水しているところの南側、ポンプ場に近い方、排水機場に近い方からの取水を今予定していきまして、関係する機関、県それから土地改良区とも話をし、ほぼ了解をいただいているところです。それに付帯する工事についても。今のところ、出ている量が400m³ぐらいが見込まれますので、それがちゃんと取水できるように工事することで十分対応は可能かなというところでもあります。

八郎湖の水位についてですが、今年雪も多かったということで、県の方でも雪どけ水がさらに増えてくることも勘案しての水位調整を行っていたようでした、さらに増えてくることを見込んで、ただ予想外に雨が少なくてその水位が上がってこなかった、そういうことの要因もあるのですけれども、先程も話をしたように、非常にその水位管理というのは厳格でして、あくまでも農業用水のための水位管理で、水位を上げることで逆に河川の水害のリスクが高まりますので、そこはその関係性をしっかり、あくまでも農業のための用水確保ということで県の条例で決められた範囲で行うということになっておりまして、村の取水のために水位を上げてもらうというようなことは難しいと思っております。ただ、水位を上げずにもまだ水が出ているところはたくさんあるので、そちらからの取水をしっかりとすることで対応できるものと思っております。

ただ、以前、村の認識では新たな水源を増やすことにはなかなか難しいという思い込みがありまして、昨年実施した工事のようなことで対応したのですが、実際まだ出ている箇所がいっぱいあって、そちらについて県と協議をしたところ概ね了解をいただいて、また土地改良区はじめ堤防に関する部分でも了解をいただいて、大体工事の見通しが立ってきたというところでもありますので、よろしくお願ひします。

また、水需要についてですが、パッキライスの使用量というのは事前に伺って、その増える部分ということで見込んで十分対応できる予定でしたが、パッキライス以上に水を使う需要が新たに発生しまして、それは村内での加工事業がさらに伸びることですので、

ぜひ一緒に応援したいということでできるだけ一緒にやることで進めましたが、やはりパ
ックライス以上に使う量があつて、とても賄いきれないことが想定されたので、早い段階
から休業要請、工場についてはパックライスとともに新たな需要先にも3日間の休業要請
をしていたところでした。ただ実際に、水の需要が高まる時期が近付きつつ、八郎湖の水位
の関係とか、実際に取水できる量とかが想定より下回ってきたので、急遽温泉についても
休業要請と時短営業をお願いしたところで、できるだけ稲作の播種作業には影響のないよ
うに、また村民の生活には影響のないようにということで、各企業にお願いし、また了解
をいただいて休業を実施していただいたところで、本当に協力いただいた企業の方々にも
感謝をしております。

こうしたことが二度とないようにということで、今関係機関としっかり協議して大体目
途もついてきたところですので、しっかり進めてまいりますので、どうかよろしくお願
いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

パックライス工場の300m³くらいあれば大丈夫という事前の数量よりもさらにまた新
しい加工に対して取り組む事業所といますか、個人かは分かりませんが、そういう
新たな事業者が出たと、それというのはもし差支えなければ、どういう仕事をされた会
社か個人かは分かりませんが、教えていただきたいと思ひます。

それと今、400m³の見込みが、取れる箇所が何カ所もある中で400m³が見込めると
いうことに向けて、県とか土地改良区とか、そういうことの関係者と交渉して了承を得
ているということで、本当に来年度はこういうことのないようにしていただきたいですし、
村民が本当に安心して使用量、水道が使えるような状況にぜひ村としても取り組んでい
ていただきたいと思うのですがということと、それから、災害などで水道使用量、もし急遽広範
囲で発生した時の対応も村の中で安心できるような体制になっているということをお聞き
して、少しは安心しました。少しです。自分達村民も含めてですけども、常に村のサー
ビスに頼るのでなくて自分たちも生活の中で自覚しながらということは本当に考えては
いるのですが、村を、やはり住みやすい村づくりに頑張っていただけるのは当局ですので、
そういうのも含めて今回の先程の質問、2、3お答えいただければと思ひます。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【4番：菅原アキ子議員】

ごめんなさい、追加でいいでしょうか。

最初の質問の時も言ったのですけれども、例えば水不足の時に、県に対してお願いとかそういうのを依頼はされたのでしょうか。それとも村長自らそういうのは県の条例で難いだろうというような考えのもとに依頼はされなかったのでしょうか。そこもちょっと、もしお願いされていたとしたら、県の答えとしてはどういうふうに答えられていたのでしょうか。そこもちょっと追加でお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

新たな事業というのは、国の支援をいただいて設備を増やしていた発芽玄米の取り組みでして、大口の注文が入ってその対応ということで、先程来話をしているように、パックライス以上に水を使う状況になったということでもあります。ただ事前に、そういう注文が入ったということで水もこれだけ使うからということ事前に、3月に入ってからですか、協議を開始し、対応をしてきたところでもあります。

また、水位についてですが、水位を急に上げろと言っても上げれるものではなくて、あくまでも降水量が大きな要素に、水位を上げるには、多分県としても平年よりも水位が上がっていない状況だったので上げたかったところはあると思うのですが、本当に予想外に雨が全然降らない、ひと月以上ですか、まるっきり降っていない状況でして、ですのでもうくらいお願いしてもそれはすぐにできるようなことではなく、例年並みに水位が保たれていれば春先もある程度取水は見込まれていましたが、今年はそれ以下で推移していたということでありまして、この八郎湖の水位については県に対しては特に依頼等はしていない状況であります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

次に、障がいのある人も暮らしやすい環境にさらに努めていただきたいという思いで質問させていただきます。

心身に障がいを持つ子どもの保護者は、子どもの将来についていつも切実な不安を抱いております。自身も高齢となり、障がいのある子どもを介護する「老障介護」が広がり、知的障がい者などの入所施設をめぐる、入所を希望し待機している障がい者が年々増える傾向にあり、様々な問題が浮き彫りになっております。体力に限界を感じている親が、自ら子どもの介護ができなくなった時に備えて不安を抱えていることが背景にあるとみられております。

障がい者の生活拠点をめぐり、国はそれぞれが望む地域で暮らせるよう数人で共同生活

を送るグループホームの整備などを促す一方、障害者総合支援法に基づく基本方針で、障がい者の自立を支援するため入所施設などから地域での生活に移行するための体制を整備する必要があるとしており、入所施設についてはそれぞれが望む地域で暮らせるようにするべきだとして、入所者の数を段階的に減らす方針を示しております。

第2期大潟村総合村づくり計画後期基本計画でも、障がい者（児）の福祉の充実が謳われております。福祉に対する地域の関心を深めるには、現状を知ることが大切であり、地域の人達が理解を深め、見守りや声かけなどで支える取り組みがさらに必要ではないかと思っております。

農福連携事業などは、障がい者に対する地域住民の理解にもつながっていると感じておりますが、障がいのある人も住み慣れた地域で共に安心して生活できるように、日常生活を支える環境の整備にさらに努めていただきたいと思います。

前期の大潟村総合村づくり計画を策定した時、村が行ったアンケート調査の分析結果では、重要度が高いにも関わらず満足度が低い施策は、「障がいをお持ちの方への支援」が示されており、障がい者支援のために必要なことは、「障がいに関する理解を深めるための広報や情報提供」などが真っ先に記されております。世帯構成が異なっていたり、世代間の多様な価値観がある中で、地域のつながりの希薄化が憂慮されておりますが、障がいのある方への理解を深めたり、啓発を行う必要性について、村長はどのように認識されたおられるでしょうか。お伺いいたします。

障がいをお持ちの方は、年齢も異なります。ご家族の団体も参加されている4町村での南秋田郡自立支援協議会でそれぞれに対応されている情報を共有しながら、さらに支援の手を差しのべていただきたいと思います。

また、大潟村総合村づくり計画後期基本計画でも、障がい者の居住の場の確保等について近隣市町とともに検討を進めていきたいと示されております。社会福祉協議会や関係機関など連携しながら取り組んでおられることは理解しておりますが、自分がいなくなったらこの子はどうなるのかといつも子どもの将来に不安を感じている親の切なる思いに、どうか寄り添っていただきたいと思います。

村は現在の実態をどのように認識されておられるでしょうか。そして今後さらにどのような支援が必要と考えておられるでしょうか。お伺いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

障がい者も安心して暮らせる環境の質問にお答えいたします。

ひとつめの理解や啓発の必要性についてのご質問ですが、村では、つくし苑を村内へ誘致し、就労場所の提供や村民との交流に努めているところです。そうした中で、小学校においては「人権の花運動」で、大潟つくし苑の利用者の方と一緒に花の植え付け作業等を

行うなど、障がいを持つ方々への理解を早くから育むことや、農福連携ファームを通じて、障がい者と村民との交流促進を図っております。

障がい者への理解や啓発の必要性については、大潟村総合村づくり計画後期基本計画でも示しており、障がいのある方への偏見を解消し、ともに暮らせる地域づくりを目指していく中で、村として障がいに対する理解不足（促進）のための啓発を行っていくことは、議員がおっしゃるとおり、非常に重要なことであると認識しております。

今後も現状の把握に務め、必要な事業を検討し、村民が障がい者について正しい理解や認識を持てるよう、働きかけていく必要があると考えております。

ふたつめの現状把握と今後の支援についてですが、現在、障がい福祉サービスを利用している方については、相談支援事業所と連携してサービス利用計画書を個別に作成することで、できる限りご本人やご家族の希望に沿ったサービスを提供しているところです。

議員ご指摘の老障介護については、現状では村内の関係機関への相談はありませんが、今後相談があった場合に必要な情報提供ができるよう関係機関との連携を図ってまいります。

また、障がいに関する相談窓口としましては、障がい者支援施設に相談支援事業を委託しており、専門的な相談にも対応できるよう体制を整えているところです。障がいのある方やご家族の方に様々な困りごとがあった際に、どこに、どのような相談をすればよいか、迷うことなく相談できるよう、相談支援事業を委託している障がい者支援施設や利用方法について、きめ細かい周知に努めてまいります。

村では先程話をしたように、つくし苑を誘致してさまざま連携して取り組んできた中で、今つくし苑では県の施設も活用してさらに事業を拡大しているところです。そうした中でつくし苑の方でも以前、グループホームについても相談を受けておりましたが、県の、今ある研修センターはなかなかその施設には向かないということで断念をしているところがあります。そうした中、つくし苑では潟上市の方にグループホームを開設する予定ということでありまして、今後、村内にも開設したいという要望等があれば、村としては一緒に考えていきたいと思っております。

いずれ、つくし苑があることでさまざまな連携が図られておりますので、その関係を大事にして今後も取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

村の方ではつくし苑がある訳でして、その中でいろいろな人達が就労したり、またいろいろな仕事についている訳ですけれども、先程県の施設も活用しているという今のお話で

したけれども、具体的にはどのような活用方法をされているのでしょうか。村の方でもそういうグループホームというのは、障がいの案外軽い人達を収容する施設のように私は理解しているのですが、村からもそういう要望があれば、また前向きに考えていきたいという本当にありがたいお言葉ですので、そういうことは本当に、そういう子どもたちを持つ親もありがたいお言葉だと思います。

障がいのある方は年齢も異なりますが、程度に合わせて仕事も頑張っております。事業所の運営はもちろん施設が行うものですが、毎日の仕事が今より少しでも高い工賃につながればさらにやりがいが出てくると思いますし、楽しい日々を送れると思います。

大阪府阪南市などでは、封筒に手紙を入れる作業は障がい者が働く事業所にお願いし、利用者の工賃とやりがいにつなげております。

地域の支え合いはとても大きいものだと思います。誰かとつながっているという状況は安心感にもつながります。村内でも、現在農協からお願いされた文書を各家庭に職員と一緒に配布しておりますが、本人たちはその日がとても待ち遠しいらしくて、とても意欲的に楽しんで頑張っております。田植えの時にも、ハウスで車に苗積みの仕事をお願いされて、楽しそうに頑張っておりました。農福連携事業のおかげかなとご家族も大変感謝し、喜んでおります。このような輪がこれからも地域の中で溶け込んでいってほしいと心から願っておりますし、普段のつながりの延長線として捉えていくことが大事なのではないかと思っております。

誰もが願っているのは健やかな毎日です。つながりや、やりがいを実感することで、生活にも張りが出てくるのではと思いますが、このような状況の中で行政として対応できることもあるのではと思いますが、村長はいかがお考えになりますでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再質にお答えします。

まず県の施設は、農業研修センターの隣接地にあるバイオ技術研究所でしたか、そこを活用して、周年栽培のハウスでの野菜栽培とか、あとは施設内もかなり広いので、中でいろいろな作業を行っていると思いますが、具体的なことは。

いずれかなり周辺から通ってきていただいて活用していますし、そこを拠点に農家への作業にも出向いたりとか、少しずつ取り組むことを増やしている状況であります。今後も、先程も話をしたように、将来的には村内にもグループホームを設置したいという意向は伺ってしまして、どういうあり方がいいのかというのは共に考えていきたいと思っています。今潟上の方に、つくし苑ではグループホームを設置する計画で進めているようですので、その後、更に必要であれば村にということにもつながっていくかと思いますが、いずれやはり村単独で行うというのはなかなか難しいので、そうした福祉法人としっかり連携した

上で取り組んでいければと思っております。

ただ、農福連携もですが、本当に村内の社会福祉協議会ははじめ農福連携に関わる村民の方々が非常に一生懸命、障がいのある方と共に行う事業をしっかりとやっていますので、そうした活動もしっかり支援しながら、障がいのある方が安心して暮らせる、または村民の理解がさらに広がるように取り組んでいけたらと思っています。行政単独ではなかなかできませんが、村民はじめ関係者と協力することでできることはいろいろ増えていくと思いますので、そうしたことを大事にしていきたいと思っていますので、どうかよろしく願います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原アキ子さん。

【4番：菅原アキ子議員】

先程、農協の文書を配布するとか、あるいは田植えのことのハウスの苗積みもですね、今までは春先は県立大生をお願いしていたのですけれども、授業にもかなり影響が出るということのできるならお願いされないようにということも大学の方からありまして、それこそ県のそういう施設を使った少し程度の軽い人達にお願いされたみたいですが、そういうこともあって、それが時期的なお願いというのは大潟村にとってはいつものことなのですが、そういう作業が毎日の生活の中から生まれて、地域の人達に浸透していつつつながっていけばなあということに対しての、村長のお考えと伺いますか、行政としてもそういうことが何かできるのではないかとというふうに先程伺ったつもりなのですが、そのことに対して行政としても何かできるようなことはありませんでしょうか。お考えをお聞かせいただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

菅原議員の再々質にお答えします。

今でも少しずつ農家での就労、農作業での就労というか、そうしたことは増えてはいますが、やはりゆっくり、農家自体もそうした研修を受けて、受け入れることについて、また実際の作業自体もやはりほとんどが通ってきて、そのうえでの作業になると時間的な制約も、午前2時間、午後2時間とかそんなに長く作業はできないし、できる作業もある程度その人に応じた作業ということで、受け入れる側もきめ細かな配慮も必要な状況もあるというようなことのようなのです。そうした中ですので、やはり急に拡大していくというよりは、そうした受け入れてもいいという農家を少しでも増やしていったり、また農福連携のカボチャですと、非常に多くの方が一緒に関わってそういうことをやっているの、そう

した中から、実際自分の農業の方としてこういう作業だったら受け入れもできるのじゃないかとか、そういったやはりしっかり整理した上でないとなかなか難しい面があるので、まずは今取り組まれていることを少しずつ増やすような、農家の理解を広めたり、そういったことには一緒に取り組んでいけたらなとも思っています。

今、本当に農福連携の農場ができて、そこで一同に会す機会というのは結構ありますので、そうした機会も大事にしながらやっていけたらと思っていますので、少しずつにはなるとは思いますけれども、あまり無理をせずに、でも確実に理解が広まるよう、また受け入れ農家が増えるように連携していければと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

【4番：菅原アキ子議員】

終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、9番、齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

9番、齊藤知視です。

2点質問いたします。

まず1点目の、脱炭素先行地域事業の村負担額と課題はということで、地球温暖化によって環境への影響、これが長年問題視されてきております。日本でも2020年、当時の菅総理が「2050年までに温室効果ガスの排出量ゼロの脱炭素社会を目指す」と宣言したところですが、村でも自然エネルギー100%の村づくりを掲げるなかで、村長報告にもありましたように、環境省の脱炭素先行地域に選定されたということで、次世代のためにもこれは本当に重要なことのひとつとして我々も取り組まなければいけないと思います。

そこで、今後、具体的な内容が提示されると思いますけれども、総事業費およそ68億円、うち国補助は48億、それに対して村負担額は地域エネルギー事業会社への出資金の500万円となっていますけれども、それ以外に発生することはあるのか。

また、事業推進の上で最も懸念される課題、懸念されるといいますかクリアすべき課題にどのようなものがあるのか。

以上の点について質問いたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

9番、齊藤議員の質問にお答えします。

まず脱炭素先行地域に選定されたということで、今国等含めいろいろな協議を本格化させているところであります。

議員の言われるとおり、「2050年自然エネルギー100%の村づくり」の実現に向

け、今回の脱炭素先行地域に採択されたことが大きな弾みになると考えております。

今回提出する今年度の交付金事業及び関連予算を含め、5カ年総額で約68億円の大きな事業になるものであり、その事業実行については、基本的には村も一定の関わりを持った「地域エネルギー会社」に担っていただきたいと考えております。

その上で、事業費の構成としては、国財源による、脱炭素移行・再エネ推進交付金が約48億円、地域エネルギー会社による支出が約20億円を見込んでおり、事業そのものへの村財源の支出は現在想定していないところです。しかし、事業を推進するうえで自治体として策定しなくてはいけない他の各種計画等の策定や、国等との事務手続きに必要な旅費、村民等への広報・周知に要する経費のほか、新たに立ち上げる地域エネルギー会社への出資金500万等を今回補正予算として提案しているところでもあります。また、発電のために村有地の貸付も予定しているところでもあります。

事業推進の上で最も懸念される課題ではありますが、今回、先行地域提案事業では太陽光発電と蓄電池を中心に公共施設や公営住宅をはじめ、ゆくゆくは一般家庭への電力供給を目指す訳ですが、夏冬の発電効率の差がある太陽光発電において、大規模な太陽光発電と蓄電池を組み合わせた発電所からの電力の安定供給と需給調整を確立する仕組みをどう構築するかが大きな課題と言えます。電力を、作る・送る・使うまでの流れを、専門機関等と連携し、構築していくこととしております。

地域熱供給事業においては、計画にあるような大規模な地域熱供給の事例が日本にはありません。デンマークでの4回に及ぶもみ殻燃焼試験を経て、世界でも先進的なデンマークの技術を使うこととしております。

選定を受けて、すでに支援企業とコンサルはデンマークに行ってバイオマスボイラーと熱導管について企業側と協議を行い、村への導入に向け話し合いを具体的に進めております。また、今月下旬にはデンマークから技術者3名が来て、各施設の調査なども含め詳細な設計を行うこととしております。日本で初めての事例となるので様々な課題も出てくると思いますが、関係する企業と連携を密にして、しっかり進めることとしております。

また、もみ殻燃焼後に発生するくん炭の利用も課題であり、その利用については県立大学の協力を得て実証を行ってきたところです。稲作の育苗用土とタマネギの育苗用土の利用については活用が見込まれております。また、カントリーでくん炭ペレットの試作や有機肥料への混入によるペレット化などの試作もしていただいております、こちらも活用できる見通しです。いずれくん炭の利用についてもカントリーやJAはじめ関係機関と連携して取り組んでいくこととしております。

以上のような課題もある訳ですが、それを支援する専門的な方々からの協力もいただくこととしておりますので、連携をしっかり図って進めていくこととしております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

事業としてももちろん注目も浴びるでしょうし、やっけていく中でいろいろな課題も見えてくると思いますけれども、それは対応することで、ソーラーパネル、これの法的な耐用年数は、確か事業用ですと17年ですか。確か17年だったと思いますけれども、太陽光に関しては2030年問題といまして、その時に大量のソーラーパネルが廃棄されることになると言われております。現在パネルは埋め立てで処分している訳ですけれども、いずれ処分場もひっ迫するのではないかとされています。この村の事業の中で耐用年数が来た時にどう対応するのか。例えば処分費用等をどう捻出するのか。例えば利益の一部を積み立てておくとかそういうことも含めて、処分する時の費用、これは予算等に盛り込む必要があると思いますけれども、どうなるのか。この太陽光パネルの処分に関してどこが責任をもってやることになるのでしょうか。

以上について、処分をどこが責任をもってやるのか、そのことについて質問いたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再質にお答えします。

今、太陽光パネルの廃棄問題というか、大量にこれから出てくることについて、国でもリサイクルできるようにということで今事業を進めていると思いますし、県内の企業も太陽光パネルのリサイクル事業に乗り出すということで伺っているところです。しかし、処分にはいずれ費用がかかりますので、それについては事業の中でしっかり処分費も含めた事業計画を立てていく必要があると思っていますし、それは今度新たに立ち上げる事業会社がそうした採算等あわせ、その後の処分または事業継続、そうしたこともしっかり担っていくこととなりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

建設を予定している西5丁目、あの地区では市民農園含めて5団体が利用している訳ですけれども、あそこの面積が22～23ヘクタールうちパネルの占める割合が大体16ヘクタールとなれば、全面積の7割くらいがパネルが占めるということになります。そうすると、今利用している団体のさまざまな利用・活動に関して制限が出てくるのか。当然それだけの面積を占めれば、当然制限が出てくると思いますけれども、それと利用している

団体の皆さんに前もって説明というのですか、村ではこういうことを考えているので、もし選考されれば皆さんの活動にも影響があるかもしれないくらいの、そういう事前の説明はしているのでしょうか。もし説明がなかったとしたら、事後承諾で本当にいいのかなど、自治体としてやっぱりそこはしっかり対応すべきと思いますけれども、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の再々質にお答えします。

西5丁目地区で今メガソーラー事業を行っていますが、残りの用地を使いますので、今ある事業には面積としては直接影響はないことになります。

失礼しました。西4丁目地区において今空いているところを使いますので、今のメガソーラーの隣接地になりますが、その今のメガソーラーの隣にはバイオマスの稲わらバイオマス事業が数ヘクタール借りることにしていて、残りをメガソーラー用地としていまして、今計画している8メガワットのメガソーラーはぎりぎり設置できる見通しでして、それぞれ事業者にはこうした構想があるということは説明をさせていただいております。ですので、面積としては直接影響はない状況であります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩いたします。

(午前11時49分)

(午前11時49分)

再開いたします。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

2点目、村から住区への依頼事項の検討をということで、村づくりの基本は、村と村民がそれぞれ自覚と責任を持って、協働しながら住み良い地域を造りあげることにあると、これは常々村長もおっしゃっていることなのですけれども、ただ、村が責任を持ちながら遂行すべき事柄にも関わらず、安易にというところちょっと言葉が適当ではないかもしれませんが、住区に依頼することがあります。一例として、個人の所有物を置くなど村有地の不適切な利用に関して、住区役員を通じて是正を促すというような依頼がありました。これは本来であれば村自らが取り組むべきそういうことを住区に依頼するということになると、これは住区の役割以上のものになるのではないかと思います。ですからそこはしっかり、村が直接やるべきことと、住区にお願いすることの区別をしっかりとつけていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

齊藤議員の質問にお答えします。

行政と村民の協働による村づくりにおいて自治会活動は大変重要であります。村では、各自治会や自治会長に住区の草刈りや八郎湖クリーンアップ、コミュニティ広場等の管理などをはじめ、各種会議への出席など、村づくりに資する様々な活動をお願いし、ご理解とご協力をいただいているところであります。

一例としてあげられている件に関しては、村が直接対応すべき案件であり、自治会長に対し相談のつもりで話したものでしたが、村から自治会へ依頼したと誤解を与えるような表現になってしまい、大変申し訳なく思っております。

各自治会に協力を仰ぐ事項と、役場が直接対応すべき事項を今一度精査し、庁内で共通認識を持つことにより統一した対応となるよう努めてまいりますので、どうかよろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

齊藤知視さん。

【9番：齊藤知視議員】

再質問ではないのですが、誤解のないように付け加えておきますけれども、村から住区への依頼ですとかそういうことがだめだではなくて、当然住区として、あるいは村民のひとりとして、村づくりに最大限できることは協力するという考えはもちろんですけれども、さっき村長おっしゃったように、あくまでも村と当事者との関係の中で住区長なりが関わるといって、同じ住区に住んでいる者としてやはりうまくないのかなということで、そこはしっかり区別しながら対応していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

【議長：丹野敏彦】

ここで、休憩いたします。

(午前11時53分)

(午後1時30分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

通告に従いまして、2点質問をさせていただきます。

はじめに、村民の起業支援をという点で質問させていただきます。

第2期大潟村総合村づくり計画後期計画において、「商工業の振興と新産業、仕事・雇用の創出」の主要施策に、「起業支援」が挙げられていますが、具体的な支援策は計画には書かれておりません。パブリックコメントへの回答では「具体的な支援策は今後の実施計画で検討する」とのことでした。

周辺の自治体では、店舗などの改装や家賃の補助、起業経費の補助など、支援制度のある自治体もあり、地域内だけでなく地域外から移住や事務所を移転されている人もいます。この点は、他の自治体では企業支援と併せて既存の空き店舗対策、未利用公共施設等の利用促進を兼ねた取り組みを行っているケースもあるので、空き店舗、空き事務所が少ない大潟村の実情とは若干異なる部分もあるのかと思っています。

そこで今回、村民の起業ということ、ぜひ村での起業支援の1つとして、現在住んでいる農家などが、今の仕事と兼業で行える起業支援策を考えていただけないかと思つての質問をさせていただきたいと思つます。

村では、稲作中心の農業では所得減少などの不安もあり、タマネギなど付加価値の高い作物を導入した複合経営の取り組みへの支援をこれまで行ってきています。高付加価値作物の導入は、農家の今までの営農における農業経験や農業機械、農地といった既存のリソースを有効活用し、村民所得の向上を目指すものだと考えております。

ただ、農家や農家の配偶者、家族の中には、農業以外の専門的な教育を受けた人、農業以外の業界で働いた経験のある人、農業以外の知識の豊富な人なども多数いる訳で、既存のリソースを活用するという意味では、農業経営と並行し農業以外のこれまでの経験を活かせるような起業を支援することも、高収益作物の導入と同様に農業・農家支援策にもなるのではないかと考えております。

村の基幹産業はこの先も農業であり続けると思つますし、今後も農業主体の村であつてほしいとは願つていますが、農業だけのモノカルチャーではなく、個人的には農業以外の産業などが生まれることでの多様性がとても大切ではないかと考えています。また、そういった農業以外の産業が増えることによる刺激が、農業や農家へも好影響を与えられるのではないかというふうを考えております。

そこで質問ですが、1点目として、村づくり計画で掲げた起業支援は、現状どのように検討され、どのような計画で進められているのでしょうか。

2点目、後継者も多い中で、農地面積が限られる大潟村では、農家の農業外の起業などへの支援が、高収益作物の導入・推進と同じように農家及び農村を維持していくための農業政策の側面でも重要ではないかと思つますが、その点、村のお考えはどのようでしょうか。

3点目として、起業支援を行うための具体的な施策として、村民向けに起業支援のためのセミナーの開催や、村内施設を利用しての起業を志す村民が集い情報交換できるような

有償のコワーキングスペース、貸し事務所などの設置をしてはいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

6番、黒瀬議員の質問にお答えします。

村民の起業支援については、第2期大瀧村総合村づくり計画の商工業の振興に位置づけ、新産業、仕事、雇用の創出を目指し、推進を図ることとしております。

こうしたなか、昨年は2件の相談が寄せられております。相談内容としては、商品化に係る技術的支援や販売先、起業するにあたり村内に活用できる施設の有無についてでありました。村として、商品化に係る技術的な支援については、しかるべく関係機関を、商品の販売取扱先及び起業において有効活用できる施設については、情報提供などを行ったところであります。

このように、村民からの起業などの相談案件に対しては、必要に応じて県や秋田商工会議所、各金融機関等で行われている支援制度の紹介など関係機関との取り次ぎも含め対応をしております。

黒瀬議員からご提案があった起業セミナーの開催については、県など関係機関で、村民も参加できるセミナーを実施しておりますので、そちらを最大限に活用していただきたいと考えております。また、コワーキングスペース等の貸しだし、事務的なスペースについては、需要量にも注視したうえで検討したいと考えております。

村としても、村の強みを活かした農産物の加工販売や農業に関連した起業については大きな可能性を感じておりますし、新たな産業の推進が地域経済の活性化、産業の多様性につながっていくこととなりますので、村民等の起業に関し必要な支援・振興策を取っていくことは地方創生の観点からも必要なことと考えております。今後は村の既存施設や空き店舗等の有効活用の可能性も含め、起業支援の検討を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。

起業支援の状況、問い合わせが2件ほどというお話だったのですけれども、周辺自治体などをみるとですね、やはりもうすでに具体的に、例えばいくらぐらいの補助をするとか、どういった制度があるとか、そういったものがもうできてきている訳ですね。そういった中で、何もそういう施策がない中で、なかなか問い合わせというのがこの先きちんと増え

ていって、そこから起業をする方が増えるのかなというふうに考える部分でちょっと疑問に思う部分もあります。ですので、補助金を出せばいいという話ではないと思うのですけれども、少なくとも何かしらそういった問い合わせを受ける体制を取っていますとか、もしくはそういう事業をやっていますというのを、もう少し明確に出していく必要があるのではないかなと思うので、そこ辺り何かしら具体的に、これまでもですね、問い合わせがあれば検討しますという話なのですけれども、周辺でもうすでにそういった事業がある中で、問い合わせをわざわざしてくる方が少ないのではないかなと思うので、ぜひそこは積極的に起業してもらいたい、そこを支援していくという姿勢を示すためにも、何かしらもう少し具体的な制度を村として作っていった方がいいのではないかなと思うのですが、1点目、その点を再度質問させていただきたいと思います。

もう1点、セミナー等に関してですけれども、県の起業セミナー、確かに県もしくは金融機関等さまざまな起業セミナー等やっています。そちらを案内していくという形、もしくは利用していただく形というのもひとつだと思えるのですけれども、一方で言うと、大潟村の場合ですね、特に農家がですけれども、特に若手の農家では、例えば稲作しかやっていてなくて新たにタマネギをやりますという、頑張っているなという感じなのですけれども、そこで例えば起業します、農業として起業しますといった場合に、何かそこはもうちょっと農業を頑張ったらというか、何かそういう、若干雰囲気、空気感もあったりする場合もあってですね、できればぜひここ辺りを村としてもさまざまな新分野、6次化も含めてですけれども、そういったところでの農業外のところも一緒にやっていくということを楽しめるような空気感を出していくということもひとつ重要ではないかと思ひまして、例えばそういった意味です、村が主体となったセミナーですとかをやることで、そういう形の、営農と起業のスタイルもあるのだなというふうに思っていただけないかと思ひまして、例えば具体的にですけれども、去年、農業人材育成に関する研修会なんかもありましたけれども、そこで去年は稲作専門の法人ですとか、野菜なども複合的にやられている法人、あとは個人で多品種を栽培する農家さんなど、様々な形がありましたけれども、そういったところに農業とプラスアルファで他の事業をやられているような方等を入れてですね、多様な農業のやり方があるというのを、農業と他の産業と組み合わせた多様性があるというのを村がいうことでやりやすくなるという環境もあるかと思うのですけれども、そこ辺りでもう一度、セミナー等を検討していただけないかと思ひますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

問い合わせに対してですが、村では例えば村が出資している秋田創業サポートファンド

というのがありまして、そちらの方では300万から500万のそうしたお金の貸し出しをしたり、または県の方では起業に対する補助金があったり、そうしたことを紹介しながらやっているところです。今後、例えばこうした制度に村も協調助成したり、そういったことも考えられるのではないかなと思っております。また、この3月議会で、村で既存の住宅の改修に一定の支援をすることを盛り込んで皆さんにご理解をいただいたところですが、あの中で例えば店舗にそれを使えるようにするとかそういったことも考えられるのではないかなとも思っているところです。

いずれ具体的に、確かにこういった制度を先に作っておかないと相談する側も意欲が欠如するというか、そういうところはあるかと思しますので、支援について具体的な検討を進めていきたいと思っております。

また、村で以前、例えば農産物の加工の、それが家内工業的なことでは普及の方とも連携しながらそうした講習会等開催し、複数の農家の方が実際に加工所を設置し、そうした加工の事業を始めた経緯がありますし、今も続けられている方もいると思っております。そうしたことについては今までも村でも必要な支援については取り組んできたところですが、今後やはり大分農家の世代交代も進んできたので、改めてさまざまな可能性については興味を持つというか、取り組むきっかけになるようなことにはつなげていければなとも私も思います。今、農業のそうしたセミナーを行っていますので、議員提案のような形で、ひとコマ起業に関する部分も入れるということは可能ではないかなと思っておりますが、いずれ今担当している方とも相談しながら、講師になりうる方が実際にいるのかということも含め、少し相談させていただいて対応したいと思っております。

いずれ農業での農産物の付加価値の高い高収益作物に取り組むことも大事ですが、そうした農産物を加工したり、または有利な販売に結び付けたり、そういったことも重要な要素ですので、またさらには自分が村に来るまでの間に身につけた、そうした技術や能力を活かすということも非常に良いことだと思いますので、村での具体的な支援のありようについては今後さらに検討を深めて具体的に示せるようにしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

ありがとうございます。

サポートの方法、支援の方法に関しても県等との協調助成ですとか、住宅改修に合わせて店舗等検討していただけるということで、ぜひそんなに大きなというか、多額の支援をというような形よりは、まずは村もそういうところにサポートしていくんだという姿勢が

何か制度として出てくることが重要ではないかと思うので、その点をぜひ早急に検討していただければなというふうに思います。

あともう1点、新たな形でのという、起業等含めてというところで行くと、最後の方では触れられたのですけれども、あえて農産物、農業に関連したところじゃなくても本人の今までの知識、経験が活かせる分野ではあってもいいのではないかと思うので、その点は特段、逆に言うとそれが農業を、村で農家が、ずっと数が維持されていく上で重要ではないかと思うのですけれども、その点、農業と全く関係ない点での起業という点をぜひサポートというか、許容、そういう形も農業支援のひとつであるというふうに僕は考える訳ですけれども、その点をどう考えるか、最後に1点だけ教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

先程も話をしたように、村で農業と全く関係ない中でも、自分の身につけた知識や技術を活かしたり、または興味のあることでさらに関心を深めて、それを追い求めるというか、そういうことで村で起業して、それがちゃんと業として成り立つというのは非常に大事なことだと思いますし、いろいろな多様性を持った村づくりにつながっていくのではないかなと思いますので、ぜひいろいろな形で若い人がチャレンジして、またそれが実績として残してもらえるようなことに少しでも手助けできればとも思っております。

今、県と研修センターの施設のありようについても協議していきまして、村が借り受けて事務所等に使えるような形とかいろいろ県とも協議しながら、そういったスペースも今村ではないので確保できればなとも思っているところです。いずれいろいろな思いが形につながるように村も支援して、ぜひ起業するような若い人が増えることを後押しできればと思いますので、よろしくをお願いします。

【議長：丹野敏彦】

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

次の質問に移らせていただきます。

脱炭素先行地域事業を行う村民メリットはということで質問させていただきます。

今年4月、環境省による脱炭素先行地域に採択され、今議会でも9億円近い補正予算が計上され、事業が始まろうとしています。今後5年間で国の補助が48億、総事業費で約68億円を超える事業となり、来月には事業会社が設立され、事業会社が主体となり事業を進められると説明を受けています。

地球温暖化の原因とされる温室効果ガス排出削減については、地球規模の重要な課題ではありますが、あまりに大きすぎる課題だからこそかもしれませんが、村民に村が積極的

にこの事業に取り組むことの意義やメリットが理解されているとはなかなか感じることができていません。

先程の一般質問でも、事業主体は地域エネルギー会社であり、村の関与に関しては関連する計画策定や事務経費、旅費、村民への広報費用などということではありましたが、事業規模が大きいだけに事業主体ではないにしても経費や職員の労力という点ではある程度負担が生じると思いますし、すでに人的には新規の会計年度任用職員の雇用ですとか、出向者の受け入れなどで増員がされている状況だと思います。

昨年時点で計画されていた大潟村バイオマス産業都市構想に基づくもみ殻くん炭、地域熱供給事業に関しては、村の基幹産業である稲作で出るもみ殻を活用するという点で地域の基幹産業の課題解決に寄与し、村が行う意義も非常に高かったのではないかと考えています。ただ今回、脱炭素先行地域では、もみ殻熱供給事業は含まれていますが、先月説明を受けた際には太陽光発電、蓄電池といった電力関係が事業の中心になっているのではないかと印象を強く受けました。今回、この脱炭素に関わる新たな事業会社は村及び村内事業者が過半数の出資をすることですが、村内に事業を主体的に行える事業者、知見を持つ民間事業者がいる状況ではないと思われまので、その技術や人材は外部から出資される会社、もしくは支援をされる事業会社などに頼ることになるのではないかと考えています。従って出資やもみ殻熱供給事業の原料供給、副産物のくん炭利用などでは村民、村内事業者が直接関わる部分もあるかと思いますが、電力部門では直接的な村民や村内事業者との関わり、メリットが見えてきません。令和元年度の大潟村脱炭素型地域づくりモデル形成事業検討報告書においては、村民や村出資の村民エネルギー会社を作ること、村民は安価な電力、環境によい電力の供給が受けられるという内容も描かれていましたが、今回設立される事業会社では電力小売りを行わないということですので、希望する村民が村で作られた電力を直接安価に購入することはできず、電力供給を受けられるのは太陽光パネルを設置した公共施設など以外では、屋根貸しでパネルを設置した村民などに限定されるのではないかと考えています。この屋根貸しによる太陽光発電に関しては、屋根の形状や強度により設置できない場合があるという話も聞きましたし、現状ではエリアを限定した計画となっていますので、今回の事業でメリットを享受できる村民が限定され、不公平感が出てしまうということも、果たして行政が関わって進めてきた事業であってよいのかとも思います。

事業自体は国の補助率も高い事業であり、また村外の多くの知見を持つ事業者の出資、協力もあるようですので、運営に関してそれほど不安視はしていません。ただ、自治体の役割として住民の福祉の増進を図ることを基本としてということが地方自治法で規定されています。地球規模の課題解決も大切ではありますが、自治体としては住民の福祉、つまり住民の幸福、幸せな生活が広がることを追求することがその本分だと思います。今回の事業の内容について、これまで役場が積極的に関わり事業を進めてきた点や、今後も直接

的ではないにしろ継続的に事業をバックアップしていくことを考えると、この自治体の本分を考えた場合に、どのような意義があり、住民の福祉増進がなされる事業なのかという点が気になります。

ですので、その点に関して1点目として、事業に村が関わり大潟村で行うことの意義。

2点目として、村民にとってこの事業が村内で行われることによるメリット。

この2点を質問させていただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の質問にお答えします。

我が国において現在、2050年までに脱炭素のカーボンニュートラルを実現するため、国と地方が協同、協創して取り組みを進めている状況にあることは、議員もご存じかと思えます。

今回、当村が脱炭素先行地域に選定されたことを受け、自治体としてカーボンニュートラルに向けた取り組みを行っていくのは社会的使命とも言えます。加えて、村では「自然エネルギー100%の村づくりへの挑戦」に取り組んでいるところです。今回の脱炭素先行地域事業では、単に脱炭素を行えばよいという主旨の事業ではなく、脱炭素を通じた地方創生に取り組むことも重要な要素として位置づけられています。脱炭素と雇用の創出、地域経済の循環、暮らしの質の向上などの地方創生の両輪を回していくため、自治体としてもこの事業に取り組む意義は十分あるものと考えています。

次に、村民にとってこの事業が行われるメリットについてであります。大きく3点あると考えています。

1つは地域課題の解決です。当村で毎年大量に産出されるもみ殻の処理は、長年の課題でありました。もみ殻を地域熱供給の燃料として有効活用されることで、もみ殻廃棄処理にかかるコストの抑制や、灯油より安価な提供を目指すことで、地域内経済循環を高め、化石燃料の利用抑制による脱炭素化につながり、地域課題の解決に貢献できる事業であると考えています。

2つめは、電気料金の負担軽減です。今回、太陽光などで発電した電気を村内で利用することにより、利用料金の負担が軽減される仕組みを検討しているところです。また、村内で生み出されたエネルギーを村内で消費することとしており、家屋へのパネルや蓄電池の設置など、脱炭素に向けた取り組みに住民が参加でき、暮らしの質の向上にも資するものと考えております。

先般、環境省での意見交換において、現在、脱炭素先行エリアを設定しておりますが、村はコンパクトな居住環境になっていて、全ての居住者を対象にすることについても伺ったところであります。その中で環境省では、柔軟な対応でできるだけ多くの住民が参加す

る形についてはその方向性がよいというお話でありました。予算は限られますのでそのバランスについては検討が必要となりますが、仮に大規模な太陽光発電の設置面積を減らして、各家庭、希望する家庭への設置を増やすということは十分可能ではないかなと感じてきたところです。

3つめは、もみ殻熱供給で発生したくん炭を、肥料や土壌改良材として農地に還元することを想定しており、農業循環や農作物の付加価値の向上に結び付けていくということです。こうした取り組みは、農水省で進めるみどりの食料システム戦略にも合致し、そのモデルとなると思っております。

これらのことにより、農家や住民へのメリット、参加の意義を感じてもらえる事業となると考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

1点目に関してですけれども、脱炭素だけではなく、脱炭素による地方創生、雇用の創出等ということですのでけれども、先程もちよっと述べさせていただいたのですけれども、やはりこの事業自体が、例えば地域にそれを担うというか、もともと担うような事業者があつてということであればメリットがあるのでしょうかけれども、今回、事業会社としてはできますけれども、実際そういう技術は外部から持ってくるという中で、どの程度地域の地方創生につながるのかなというところが若干不安視しておりまして、外部の事業に関わる会社だけにメリットがあつてはなかなか村内の地方創生ということにはつながらないのではないかという点を危惧しているのですけれども、具体的にそこ辺り、どう地方創生につながるのかという点が1点。

それから村民のメリットという点に関してはですね、地域課題の解決ということで、もみ殻の活用、もう1個、3番目にあつた、くん炭の利用というのがあつたと思うのですけれども、これは今回、この前から説明を受けているとですね、くん炭の方が若干、時期も未定、未定というかまだ定まっていないのか、具体的でないのかという中で、どうしても電力がメインに見えてくるんですけど、今回の事業規模の中でもみ殻熱供給の事業の規模というのはどの程度の割合を示すものなのでしょうか。

あともう1個、2番目で述べていただいた、電気料金の負担の軽減ということですのでけれども、今回電力小売りをしないということだったかと思うのですけれども、電力小売りをしない中で全村民がその大瀧村で脱炭素先行地域の事業、今回の電力事業をやることによるメリットというのが具体的に電気料金の負担軽減にどうつながるのかということをお教えいただければと思います。

あと、先程の各家庭での太陽光パネルの設置に関してもですね、希望する人であれば今事業計画にある地域だけではなく村全体でということだったと思いますけれども、やはりここは建物の条件によっては設置できるできないというのが分かれてくるのではないかなと思ひまして、そういった意味では全部の家庭が希望すれば設置できるものなのか、技術的に設置できない部分があるのか。その場合に先程言った通り、設置されないところでも料金負担の軽減等そういった直接的なメリットを受けられるのか。その点を教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再質にお答えします。

まず今回、事業の目的として、やっぱり専門人材の育成も掲げさせていただいております。すでにメガソーラーが村内で稼働していて、当初は全くそうしたことに関係したことはない方が、現在しっかりメガソーラーの設備施設運用を行っていて、かなりのノウハウが蓄積されていまして、今回地元のそうした企業も一緒に参加するということになっていますし、常にいろいろな、そうした蓄積したノウハウをもってこの事業性についてもいろいろ指導をいただいているところです。今後、今はそうした知識や経験がなくても、この事業に関わる中でしっかり身につけて将来はこの事業を担っていただける、そうした方を育てていくということにしていますので、今現在、村内にそうした専門知識がなくても、そうした人をちゃんと育てていくということでこの事業が継続して運営できるように努めていくこととしております。主には電力系とバイオマス系というふたつの事業になると思ひますが、それぞれ担っていただける人を育てることとしておりますので、よろしく願ひします。

あと、電力の小売りという概念ですが、まず小売りはするということです。屋根貸しについても結果としては電力を売るという形になりますし、メガソーラーからそのパネルを設置した家庭に電力を、そのパネルのみでは賄えない分を補完するというようなことも含め、電力小売りはすることが事業の組み立てになっております。ですので、第一にはその今の段階ではパネルを設置した家庭で電力小売りも含めてということになろうかと思ひますが、その余剰な電力があるとすればその他の家庭への供給というようなことも考えられますが、今段階ではまずパネルを設置したところというようなことで想定しているところです。

そして、家庭によって、家屋によってパネルが設置できる規模や、または設置できないなど、さまざまあろうかと思ひますが、それはその家の状況をしっかり確認した上でということになろうかと思ひますので、ただ過度に大きなパネルでなければそんなに無理だということにはならないのかなとは思ひますが、いずれそれは専門家がしっかり確認した上

で設置できない、または屋根の向きによって発電効率がいい悪いということは当然出てくると思いますので、そういったことも含め今後具体的な検討は進めることとなりますが、先程も話をしたように、今脱炭素先行エリアとして明確にしていますが、村内に居住されている方は広く対象にできるようにできればとも思っていますので、どうかよろしくをお願いいたします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

今、電力小売りをを行うということだったのですけれども、これはもう一回確認ですけれども、全戸に対しての電力小売りをを行うという理解で良かったでしょうか。おそらく屋根貸しをした所に売るというのは、小売りという表現になるのかちょっと分からないのですけれども、設置していない所も電力小売りをを行うという理解であれば確かに村民全体へのメリットがあるのかと思いますので、その点をちょっと確認させていただきたいのと、先程の質問で回答いただけなかった、もみ殻熱供給の全体に占める事業規模ですね。その点を2点、最後に教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

黒瀬議員の再々質にお答えします。

まず、各家庭にパネルと蓄電池を設置して、それで100%は賅えないことを想定していきまして、ですからメガソーラーも設置して電力調整を、メガソーラー側も含めて行うという計画です。ですので、そのパネルを設置した家庭についてはできるだけ100%を目指すということで、メガソーラーからの電力供給も含めてその家庭が100%になるように調整をしていくということになることにしています。ただ、それ以外の一般家庭に全て広く電力供給をするということまでは今現在至っておりませんので、ですからあくまでもパネルを設置した所ということでもあります。

もみ殻熱供給自体は今2000トンのもみ殻を使うことが想定されていきまして、ボイラーを4基設置するというようなことで、それも段階的に増やしていくことにしております。その中で約500トン程のくん炭が発生するというのを想定していて、それも段階的に増えてくることとなります。令和5年度から稼働が開始ということを目指しているというようなことで、それが第一段階。その後、また増やしていくということで計画をしております。ですので、順次増やしていくこととなりますが、最終的にはボイラー4台で2000トンくらいのもみ殻を年間使いながら熱供給を行っていくという計画になる予定であ

ります。

金額としては今詳細な資料がここになく、後程説明をさせていただきたいと思います。
以上です。

【6番：黒瀬友基議員】

全事業規模におけるもみ殻熱供給の事業の割合、金額的な割合というものを後で教えていただければと思います。

以上です。終わります。

【議長：丹野敏彦】

次に、1番、山田照雄さん。

【1番：山田照雄議員】

1番、山田照雄です。

今回質問させていただくことは、子ども達が健やかに成長していただきたいということで、大瀧村の大切な宝である、将来を担ってもらえる子どもたちのことについて、村長に質問させていただきます。

今、世間で新たな問題として話題になっているヤングケアラーについてですね。18歳未満の子どもが、障害のある親とか、幼いきょうだいだとか、祖父母の世話をする必要があったり、そういう家庭がこの村にあるかどうか分からないのですが、村が把握していらっしゃるそういう家庭がありますかというのが質問の要旨でございますけれども、これは今兵庫県で非常に熱心にやられている人の話を聞いてみるとですね、こういう家庭があるとその子ども達が非常に苦労している実態が明らかになってきている訳です。特になかなか実態が明らかにならないというのが実態なのではございますけれども、それというのもやっぱり家庭の中のことを世の中にあまり知られたくないというそういう気持ちが強いです。それと今この世の中で隣近所のつながりが薄くなってきているという現象も相まってですね、なかなか外部の人との相談をしづらいというのが今非常にネックになっているようにあります。このことについて、村長の考えを述べていただきたいと思います。

国の方もやっとこの問題に手を出して、おそらく我が村にもその通達が来ているのではないかなと思っていますけれども、今後どういう対応が必要になってくるのかというのがひとつの質問であります。

2つめ、学校生活の中で子ども達がいじめに遭う実態があるのではないかなと、これも我が村の子ども達に実際に起きているかは分かりませんが、発生した時にですね、先生方がどう対応してその問題解決に前向きに向かって進んでいるのかというのが質問の要旨であります。

それから3つめが、生徒がいろいろな問題を抱えて、学校に登校できないという事態が生じた場合にですね、これは何件かあるのではないかなと思っていますけれども、こういう学校に行けない子ども達に先生方がどう対応しているのか。家庭との関係をどう構築しな

がら進めているのかというこの点、3点を質問いたします。

よろしく申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

山田議員の質問にお答えします。

私の方からはヤングケアラーのことについて、それ以外のことは教育長の方から答弁させていただきます。

ヤングケアラーとは、法令上の定義はありませんが、本来両親など保護者が担うと想定される家事や家族の世話などを日常的に行っている児童生徒とされ、日々の忙しさから、教育を受けることができなかつたり、同世代との人間関係を満足に構築できないなど、解決が急がれる問題とされ、現在、国でも支援体制を強化することが必要とされております。

現在、村では家庭内のデリケートな事情であることやプライバシーの観点から実態調査等は行っておりません。

ヤングケアラーの支援においては、その発見と、家庭の状況・意向に応じた支援に結びつけることが重要です。今後、実態調査の必要性を含め、学校をはじめとした関係機関と連携を図りながら対応を検討していくこととしております。なお、ヤングケアラーという用語自体の認知度が未だ低いことから、児童生徒をはじめ周りの大人に対しても適切な周知を行うことが重要であり、支援が必要な場合は民生委員など気軽に相談できる機関や専門の窓口があることを知ってもらうなど、啓発活動についても今後検討が必要であります。

くり返しになりますが、ヤングケアラーへの支援については、関係機関との連携が不可欠であり、今後、国の動向等も踏まえながら、支援体制の構築と村としてどのような支援が必要なのか検討してまいります。

そして国の方でこのヤングケアラー支援強化事業が国の方で予算措置されまして、その予算において都道府県や市町村がそうした調査をする場合の補助であったり、そういったものが手当てされております。こうしたこともさらに詳しく内容を精査し、活用できるものは活用していければと思っております。また今、岸田総理の方で「子ども家庭庁」を設置するということになりました。まだ先のことになりますが、その設置を待たずに、特にこのヤングケアラーの支援についてはしっかり国としても取り組んでいくこととしておりますので、そうした動向も踏まえながら村として有効に活用できるものを活用しながら、村内においてこうしたことで困った児童がないようにしていければと思いますし、そのためにも学校等とも連携しながら現状の実態調査ということに取り組んでいければと思いますので、よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

山田議員の質問にお答えします。

1 番、山田議員のご質問にお答えいたします。

まず、②のいじめの件についてお答えいたします。

平成25年に施行されたいじめ防止対策推進法においていじめの定義が改正されて明確になったことにより、学校には、いじめられた児童・生徒の立場に立っていじめを積極的に認知し、件数が多いか少ないかの問題以上にいかに迅速に対応するかということが求められてきております。ちなみに令和2年度の全国調査における小学校のいじめの件数は42万897件、中学校では8万877件で、平成26年度以降、認知件数が増加しておりますが、令和元年度に比較して令和2年度は減少に転じております。

令和3年度、大潟小学校でのいじめ件数は3件でした。内容は、冷やかしやからかいによるものが2件、軽くぶつかられたというものが1件となっております。当該児童の聴き取りを行い、保護者への連絡を取りながら対応し、早期にいじめられた児童への謝罪でこの件は解消しております。なお、中学校におきましての令和3年度のいじめの件数は0件であります。

いじめが発生した場合の対応のご質問でしたが、まずは一番大切なことはいじめが発生しないように生徒指導を充実することが第一であります。未然防止の観点での対応について5つほど述べさせていただきます。

生徒指導上、事前防止策は最大の生徒指導方のひとつであります。

1つ目には、いじめの問題に対して、いじめはいかなる理由があっても許されないということを最重点にして本村の小学校・中学校でも毎日のように指導を繰り返しております。しかしながら、どの子供にも、どの学校においても、全くあり得ないかというところという訳ではございませんで、先程の例の3年度のように、残念ながら3件がいじめとして認知されております。いじめが生じた際に、いかに迅速に対応して真の解決に結びつけることができるかが重要であります。小学校・中学校ともに、児童・生徒や職員等で共通理解を図り、いじめ対応について校内研修を実施し、継続して取り組んでいるところであります。

2つ目は、小学校では年4回、中学校では月に1回、ですから年12回、児童・生徒に学校生活で困りごとはないかというアンケート調査を数年前から実施し、結果を職員による「児童・生徒を語る会」、職員会議ですが、において協議し、職員間の共通理解を図っているところであります。

3つ目は、このアンケート結果や「生活ノート」、生活ノートは児童・生徒一人ひとりが持っておりまして、毎日提出しております。生活ノートといったような教職員と児童・生徒との間で日常行われている日記等を活用するなどの方法により、定期的に児童・生徒から直接状況を聞く機会を設けておりますし、いじめの未然防止、早期発見・早期解決に活かしているところであります。

4つ目は、道徳の時間や学級活動においていじめに関する問題を取り上げたり、現在は道徳は以前と違いまして、今の新しい学習指導要領では「教科道徳」になったということは以前の議会でお話しております。その道徳では、いじめの件はかなりの部分、指導の対象となっております。縦割り班活動や異学年交流、1年、2年、3年、4年、5年、6年生を縦割りにした交流会も設けてございます。そういう場を通じて連帯感や規範意識を醸成したりするなど、日常的な指導を繰り返し行っているところでございます。

そして5つ目には、養護教諭や県より派遣されているスクールカウンセラー、これは月に1回もしくはふた月に1度であります。これは要望があれば回数を増やすことができます。こういうスクールカウンセラーなどを活用した相談体制の充実も図っております。

実際にいじめが発生した場合に、どのような対応をしているかについて述べさせていただきます。

いじめが発生した際には、各校で作成している危機管理マニュアルというものがございます。それに沿った対応を迅速に行っております。具体的には「いじめ対策委員会」で、状況把握、事実確認、保護者説明等の初期対応にあたりるとともに、職員が情報共有し、当該児童のきめ細かな支援、指導を組織的に行っております。

いじめは、いつでもどこでも、誰にでも起こり得ることであると認識し、いじめの未然防止、早期発見、早期対応に今後とも努めてまいりたいと思っております。地域の方々、そして関係の皆様を協力をいただきながら早めに情報を収集して、その対応にあたりたいと思っておりますが、ご存じのとおり、学校の中では見つけにくいことでも地域では明らかになることがあることもございます。従いまして、地域とか家庭の協力というのは、このいじめの防止には最も大切な指導方法のひとつであると、情報収集のひとつであるというふうに思っております。よろしく願いいたします。

次に、③不登校の件についてお答えいたします。

不登校とは、「何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校したくともできない状況にあるために年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者を除いたもの」と定義されております。現在小学校にはおりませんが、大潟中学校では不登校と判断される生徒が現段階で数名おります。

令和2年度の全国調査では、小学校における不登校児童数は6万3,350人、中学校では13万2,777人で年々増加の傾向にあります。児童・生徒が不登校となる背景や要因については、多様化、そして複合化、いくつもの理由がある複合化しており、中には背景や要因が特定できないという事例も多く確認されております。大潟中学校の生徒も、不登校となったきっかけや、不登校が継続している理由は複数あると考えられます。

どのように子供とその家族に接し、問題に対処しているかのご質問でしたが、学校では極めてきめ細かな指導を行っていただいていると思っております。具体的には学級担任を中心に学年主任、生徒指導主事、養護教諭、時には教頭・校長の管理職が、それぞれの

場面に応じて、定期的な電話連絡や家庭訪問、そして本人の気持ちや家族の気持ちに寄り添いながら必要な支援に積極的に取り組んでいるところであります。何度も、何十回も家庭訪問をしております。本人とほとんど会えません。毎日のように担当もしくは管理職、そして養護教諭等が保護者と連絡を密にしながら本人の様子を伺っております。また、学級の友だち、級友のお便りを持って行ってもいいという優しい子ども達のそういう心情を大事にしながら、友達がその子の家に訪ねたりすることはもう何十回という回数を重ねておりますし、手紙を書いて自宅の郵便ポストに入れてきたり、または保護者に、今日学校でこういうことがありましたよという話をして、お母さん、お父さんに話をして帰ってきたりと、基本的になかなかそういう友達とも本人は会おうとしません。中には、その日によっては訪ねていった友達を部屋に入れていろいろ話をしたりということもたまにはあるようであります。また、このような生徒だけではなくて、朝きちんと登校できないが、時間をずらして学校に登校できるという子どももおります。そういう子ども、生徒に対しては、遅刻しても登校しやすいように別室、幸い空き教室がいくつかございます。保健室以外にもそういう教室でゆっくりと体制を整えてから教室に向かうという子ども達も、多くはございませんが中にはいます。本人のペースで学校に来られるような体制を構築しております。

保護者との相談の中で、長期欠席をしている不登校の児童・生徒を対象に学習の援助などを行う適応指導教室というのが潟上市にあります。そういう適応教室を紹介したりしております。あくまでも本人が行く気にならないとなかなか行けない訳ですが、そのような適応教室も活用しております。

また、指導方法として、先回もいろいろと議員の方々からもご指導いただいておりますが、ICT機器を活用してオンラインでの授業を再三再四提案してございます。残念ながら現段階では本人が拒否しております。拒否という言い方はきついのですが、いらないということで、しかしこれはこれからも、本県ではいち早くICTのオンライン授業をやっている学校でございますので、粘り強くオンラインを1回見てくださいよということで指導して、その切り口を築ければと思っております。

生徒の不登校のきっかけや継続理由についての的確な把握・分析に今後とも努めて、効果的な支援につなげてまいりたいと思っております。また、要因が複雑化している問題でありますので学校だけが抱え込まず、なお一層、家庭・地域、関係機関等の協力を密にしながら、対応してまいりたいと思っております。

山田議員には以前にもご心配いただいて質問をしていただきました。今回も小・中ともにゼロですよという答えがあったのですが、なかなかそういう状況にございませんが、以前よりは改善はしてございますが、今後とも学校と密接に連絡を取って、学校は家庭と密接に連絡を取って、不登校、いじめゼロを目指していきたいと思っております。今後ともよろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

山田照雄さん。

【1番：山田照雄議員】

ありがとうございました。

村長、ヤングケアラーの件ですけれども、もし村でこういう実態があったとすればですね、子ども達が自分の将来を、何というか諦めてしまう事態が多いみたいなのですよ。もう上の高校にも行かない、行けないと。お父さん、お母さんの面倒を見るのが当たり前なんだという形で、この問題が一番大きいようですね。将来がなくなってしまうという、働くことも分からなくなっちゃうという事態で、非常に貧困と将来に対する希望だとかそういうものがなくなっちゃうというのが一番大きなネックになると思うのです。そういう問題をどう解決するかということで、非常に実態とあっている人たちの苦労もある訳です。村長、これは地域の人達との情報交換ですね、これが非常に大切だということになります。村としても、その辺のきめ細かな情報をキャッチするという、そういうシステムをもっと密にしていく必要があるのではないかとそういうふうに思っています。その辺、ひとつよろしくお願いします。

それから、2番目のいじめの関係ですけれども、以前話したか分かりませんが、やっぱりいじめは、いじめをする方が100%悪いというこの思想を子ども達に徹底的に教え込んでほしい。これを持った子どもが大人にならないとですね、ちゃんとしない大人が出てくるのではないかとというのが心配なのです。その辺、ひとつ。

それと、いじめを受けた人が、大潟村が嫌いになっちゃうんですね。私も1人、いじめにあった青年と何回か交流したことがあるのですけれども、お父さんが何とか帰ってほしいと言っても、帰らないと、あんな嫌な村には帰らないと言って大潟村に対する嫌悪感を持ちながら東京で生活をしている若者がいます。だけど何とかこの大潟村の希望のある村にですね、やはり帰ってきてほしいということで再三足を運びましたけれども、今は帰ってきて、嫁さんもらって、希望をもって生活しておられるので良かったですけれどもね。やっぱりそういうことがあるということを念頭において子ども達にも接して行ってほしいと思うのですよ。そのことをやっぱり学校の教育方針として徹底していただきたいなと思っています。

3つめの家庭内での、なかなか学校に行けない子ども達、非常にこれもデリケートで、一番苦しんでいるのが、行けない子どもなのです。だからどこまでも温かい励ましが必要だろうと思っています。その励ましの方法もいろいろ工夫をしながらやっていただきたいなと思っています。その部分をもうちょっと教育長、よろしくお願いします。

3点、村長、もう1回よろしくお願いします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

山田議員の再質にお答えします。

まず、ヤングケアラーというそうした実態が村にあるかどうかは別にして、今、日本国内にはそれが大きな課題になっているという、そういった実態を知るということも非常に大事なことでありまして、そうした、地域にももしかすれば可能性がゼロではないというそういうことから隣近所が関心をもってみるということが議員のおっしゃられた地域として目が行き届くようなことにつながっていくと私も思いますし、そうしたことからやはり村である民生委員制度や、いろいろな福祉の関わる人たちもいますので、連携をしっかりと取って実態把握に努めながら、もし気になることがあれば連携して対処するということが何より大事だと思っています。

また、今いじめに関することではあるのですが、小学校では年4回、生徒にアンケートして、中学校では月1回そうしたアンケートをしているようです。そうしたアンケートの中にもこうした家庭の子ども達が抱える問題があればというようなことの記載も加えていただくということもひとつの方法ではないかなとも感じたところです。

いずれそうした地域の目をしっかり向けるということと、できるだけいろいろな機会に実態が分かるような形での調査、アンケートなりも加えながら、連携して対処していければと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

山田議員の再質問にお答えいたします。

いじめ、不登校については議員おっしゃるとおりでございまして、いかなる理由があってもいじめはやってはいけないと、これは当然のことでありまして、学校でも教科道徳が教科化されたというのもこの辺の背景がある訳でして、教科道徳の中では人間としての在り方、生き方を中心に、教科でございまして当然評価がございまして。しかし、国語、算数、社会、理科のように点数化すべきものではございまして、道徳の中では人間としての在り方、生き方を中心に記述で評価をしてございまして、評価というと堅いように思われますが、その子ども一人ひとりを理解するとこういうことで生徒指導要録にも記述評価ということになってございまして、このような指導法を活かしながら、いじめは100%いじめる側が、これはいかなる理由があってもうまくなのだということは議員おっしゃるとおりでして、学校でもその方針で指導をしておりますので、今後ともあらゆる場を通して指導を深めてまいりたいと思います。

また、不登校についても、一番苦しんでいるのは当事者、子どもであります。そして家

族、保護者、きょうだい、おじいさんおばあさんも含めて、家族も大変悩んでいると思います。そういう子どもがなるべく早い時点で学校に向かえるように、いろいろな指導法を改善しながらまた進めてまいりたいと思っておりますので地域の方々の協力も得ながら、そしていろいろな委員会もごございますのでそういう方々の知恵も借りながら、ただ非常に、不登校に関してはデリケートな、微妙なところもありまして、誰もが関われるという問題でもないこともたくさんございますので、その点に最大配慮しながら指導を深めていきたいと思えます。

よろしくお願ひいたします。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

山田照雄さん。

【1番：山田照雄議員】

いえ、終わります。

ありがとうございました。

【議長：丹野敏彦】

ここで休憩いたします。

(午後2時51分)

(午後3時00分)

再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を進めてまいります。

【議長：丹野敏彦】

3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

はじめに水道水の水量不足について質問いたします。

ボーリング調査を行い、集水工事も行つたにも関わらず、水量不足となり村民に節水が呼びかけられ、湯の湯では臨時休館と営業時間の短縮となりました。例年4月の種まき時期は水道水が不足する事態ではあつた訳ですが、パックご飯工場が使用する水量が多いことが水量不足に拍車をかけているのではないのでしょうか。集水工事も行われましたが、この4月にはごくわずかな水量であつたと聞いています。水量不足をどのように考えておられるのでしょうか。

男鹿市との水道水供給に関して協議を重ねて、最終的には調査をコンサルタント会社に委託し、その結果は大潟村の浄水場を継続することが、現実的であるということでした。最初の協議では、若美地区の滝の頭の水は1000m³の余力があるとされておりました。コンサルタント会社の報告書によると、若美地区は認可されているのは2639m³。一日

平均給水量は1400m³から1300m³で、やはり1000m³以上の余力があります。水の確保のためには、別ルートでの確保も必要ではないでしょうか。余力分の水道水の区域外供給の変更認可を男鹿市にお願いし、西4丁目地区の誘致企業へ給水することを検討してはいかがでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

3番、三村議員の質問にお答えします。

今年4月の水不足については、村民の皆さまをはじめ、村内各事業所にも大変ご心配をおかけすることとなってしまいました。例年4月は種まきによる水道水の需要が高まる時期であり、今年はそれに加え、村内事業所等での水道水の利用が増えたことなどが主要因であったと考えております。

パックライス工場の稼働に関しては、事業所側から提示があった水道水の使用想定資料と例年4月の村内における使用量と、施設の総貯水量や平均取水量をもとにシミュレーションを行い、供給には問題ないという想定を立てておりました。しかしながら、3月下旬に村内別事業所で事業拡大に伴う水道水の利用に関する相談があり、同事業が4月中旬から本格的にスタートしたことから、想定していた水需要を更に超える状況となり、工場等での使用量調整や各方面への節水をお願いし対処したものであります。

大潟村は農業の村であり、水は生命線となるものでありますので、次年度以降はこのようなことがないように、根本的な対策として、取水場南側の排水ドレンからの取水を可能とするため関係機関との協議を行っており、目処が立ち次第、議会の方へは予算の計上をお願いしたいと考えておりますので、どうかよろしく願いいたします。

2点目についてであります。男鹿市との協議では事業費や夏季の渇水期による新たな水源地が未確定であることに加え料金改定などが議題となりましたが、協議が進まず凍結となっております。

現在協議を行っている取水場西側エリアの排水ドレンからは1日約400m³の排水が確認されており、同エリアからの取水が実現すれば、今年のような水不足に陥る可能性は極めて低くなりますので、まずはそちらを最優先で進めていきたいと考えております。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

一番まず理解できないというのは、ボーリング調査をして、また集水工事もした訳ですけども、それで水の確保ができなかったという、確保できる見通し、シミュレーションでは確保できるということではありましたけれども、その工事に関して、プロの業者の方達がやられていることだとは思うのですけれども、どうしてそれが水が出ないということになってしまったのか。先程の菅原議員への答弁もありましたけれど、そのことに関しては一体どのように考えられているのか。その業者の方からもしかしたら水が出ないというような、出ないこともあるかもしれないというような説明とかがあったのか。私が忘れてしまったのか、議会の方に、もしかしたら水が出ない場合があることもあるかもしれないというような話はなかったと思っているのですけれども、いかがだったでしょうか。

水道水に関しては、村誕生から本当に一番大きな課題としてあった訳ですけども、農業の村として農産物の加工は私は非常に重要で、村の発展のためにも本当にパックご飯の工場に関して非常に、工場ができることは良いことだとは思っていましたがけれども、一番心配したのはやはり水不足だったのですね。水の確保ができないままにその工場をスタートさせて、それで水不足になったらどうしようかという心配が私はあった訳です。それが今回村民の中では断水になるのではないかと、もしかしたら種まきができないのではないかと心配される方までいらした訳ですね。今回のそのことに関して、業者の方とはどのようなことで、一体どうして水が全然出ないでしまったというのが、自分ではちょっと理解できないのですけれども、そのことについてはどのように考えられているのかということと、これからどんどん農産物の加工、例えばタマネギに関して加工等が入ってくれば良いなと自分としては思っている訳ですけど、水の確保が今回集水工事とかをやっても出ないでしまったとか、今回の説明にある取水場の南側の所からどんどん出ているので、今2000m³とおっしゃいましたか。（村長から「400m³です」の発言あり）400m³だと、全然足りないのではないかと、パックご飯が今200m³前後ですか。でも最大に使った時、300から400から、いくのではないかと説明を受けたような気がしたのですけれども、3月ですか、4月ですか、突然大量の発芽玄米の水が必要になったということでしたけれど、そういうことが突然起きるといふこと、ということはまたたびたび起きた方が村の発展にとっては良い訳ですよ、加工が増えていくといふことで。だけれど、水が足りないというのは本当に村民にとっても大変なことなので、その確保にあたっては、若美地区の滝の頭の方は1000m³余力があると、協議の間に、協議中に、男鹿市の方に村の方から要望といふか、この量ではどうでしょうかといふお話の中では、全村民が滝の頭の水が飲めればといふようなところから別な水源をといふようなお話で、すごく予算がかかる、十何億でしたか、かかるといふような結果から諦めたといふような結果だったと思うのですけれども、1000m³、現実として余っているといふところがあるので、そのことに関してだけでもお願いできないかと思うのですけれども、そうすればその水を使って加工に関しては少し余裕ができるのではないかと思うのですけれども、男鹿

市に願いますというところは考えられないでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

まず、先程も話をさせていただいたように、ボーリング調査をしたのはちょっと深いところで、水はふんだんにあるということでありました。ただ砂層の深いところから水を取るにはいろいろな影響が出る可能性もあるので、そういう方法ではなくて表層にある水を使うという工事をした訳です。それもドレン管の間で、水がそこもずっと出てくるだろうという想定で。ところが実際工事した時、水があった訳ですが、それが常につながって出てくる状況にはならなかったということで非常に残念であります。結果がそうなので、現実的な対応をせざるを得ないということで、今回まだドレンから、堤防の排水から実際水がふんだんに出ている箇所があるので、そちらを活用するというので今進めているところです。今、その400m³がしっかり確保できれば新たな事業が年間を通して稼働したにしても、パッキライズと合わせて特に水不足になるということはないと想定をしているところでもあります。ですので、まずは今の進めようとしている新たな、排水からの取水をしっかりと進めるように取り組んでいきたいと思っております。

男鹿市との協議については、確かに男鹿市も村全体には足りない訳ですが、現実余っている部分もあるということはそうだと思います。しかし、例えば今の加工工場のためだけに水道管を引っ張ったりして、その費用をどこが負担するのかといったことや、新たな水道管を布設するということは結構なお金もかかるので、それよりはまず今取水を増やす方で対応した方が村全体としてはいいし、経済的ではないかと思っているところです。ですので今回、今考えている方法で取水を増やし、安定した水供給につなげていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

加工工場のためだけに水道管を布設するのはというふうなお話だったのですけれども、加工工場にその水を供給することによって村民に、加工工場だけでなく、水不足に対しての不安が軽減されるということがあると思うので、400m³ですか。その400m³で安心かと言われれば全然安心じゃないのかなと今お聞きして、今2000と聞き違えて、2000m³ならいいのかなとちょっと思っちゃったのですが、400m³であればこれは安心できる数字ではないかなと思います。ですので、いろいろと状況も変わりますので、男鹿市

の方でも状況も変わってくると思うし、まずお願いしてみるというのは、お願いしてみてもうちは分かりませんが、別ルートでの水の確保というのも検討してみてもうちはいいかなと思います。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の再質にお答えします。

今年の状況でも最大使って2000ちょっと超えるくらいなのです。今、既存の取水では1800ぐらいには大体なっていて、それに400が加わるとまず2200になりますし、この400という数字自体も少なめに見積もっているというか、そういうこともありますので十分足りるということを想定しております。

また、水道会計の方からいくと、大口需要者の分が抜けると水の料金がもらえなくなりますので、そこは今の形で供給し、今工事する部分も含めて水道会計としては今の需要を含めた対応を取っていくということの方が健全でありますので、そうした点も含め、水源がありますのでしっかりそれで対応し、水道会計の方もしっかり健全な形で維持していくということにつなげていければ。ただ、将来的に更新期を迎えますので、そうした折にタイミングがよければ広域的なことへ、補助金も活用できるのであればそうしたことも念頭に少し幅広く構えて、いろいろな情報収集をしながらやっていければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

次に、子育て支援のさらなる充実をということで質問いたします。

3月に行われたフレッシュミズ9名の方と議長との面談では、いくつかの要望がありました。その中のひとつに、こども園の入園や一時保育に預けられる規定になっても、実際に預けようとするハードルが高いということでした。一時保育の場合、受付段階で、まず受け入れできない日がこども園から提示され、リフレッシュのために預けることもできることになっていますが、「仕事ですか」と聞かれる。何かないと預けられないと思わされていると感じていて、気軽に預けられる状態になっていないとのこと。また、一時保育の申し込みは前の月の20日までになっっていて、急な時など預けられることにはなっっていますが、申込者が多い場合は預けられないということでした。

また、生後2か月前のサービスや支援が欲しいということですが、村では、4か月以内に一度助産師が訪問することになっています。できれば、退院後すぐに一度、助産師の訪問があれば、第一子の場合、特に子育てへの不安が大きいので、必要ではないかと思

います。また、赤ちゃんが泣き止まないとか、母乳の出が悪いとか、様々なことが起きますので、いつでも電話で相談し、必要であれば助産師に訪問いただける体制になっていれば安心できると思います。

ファミリーサポートですが、男鹿市や潟上市でも導入しています。潟上市の仕組みとしては、ファミリーサポートセンターの協力会員と依頼会員を募集しています。現在、会員数は189人で、依頼会員は121人、協力会員は44人、両方の会員になっている方は24人だそうです。コロナ禍であるけれど、少しずつ増えているそうです。協力会員はファミリーサポートセンターで行う会員養成講習会を受講した方で、依頼会員は、生後3か月以上から小学6年生以下の子供の保護者となっていて、センターが行う説明会に参加した方となっています。内容は、保育施設や学童保育施設の始まる前、または終わった後の預かり、参観日や病院に行くときなどの預かり、就職活動や就業訓練の間の預かり、映画鑑賞などのリフレッシュタイムの預かり、冠婚葬祭の間の預かりなど多様です。潟上市の場合は1時間600円となっていて、協力会員には600円が支払われ、依頼会員は300円となっています。またひとり親家庭は200円です。このように市からの助成により、半額または3分の2の負担となっています。週5日利用された方もいたし、数時間の方もいるそうです。去年は183件の利用数だったそうです。このような仕組みがあれば、一時保育にお願いできない時とか、急な場合など、支援を受けられます。

村の子育てへの支援も、家事サポートを入れたり、生後2か月からの一時保育がはいったり、本当に支援に力を入れていただいていると思います。さらに支援の充実を図ることが子育ての大変さや不安の解消につながり、大潟村での子育てが楽しいという村になるとと思いますが、いかがでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の、子育てに関する質問にお答えします。

現在、子育て支援については、こども園の設置やネウボラの開設をはじめ、村として積極的に取り組んでいるところであります。

こども園においては、保護者の就労状況等が保育の必要性の認定基準を満たすことで、生後6ヶ月から入園可能となっております。基準については子ども・子育て支援法に基づいたもので、村の認定基準が特別厳しいということはありませんので、ご理解をお願いしたいと思います。また、生後6ヶ月未満の場合でも、必要な際にはお子さんを預かることができるよう、今年度より一時預かりの年齢基準を生後6ヶ月から2ヶ月に引き下げて実施しております。一時預かりの利用については、緊急又は一時的に保育を希望する場合に加え、保護者のリフレッシュを目的とした利用も可能となっており、幅広く受け入れを

行っております。ただし、申し込みが多く受け入れが難しい場合は、利用日や預かり自体の調整をさせていただく場合もありますので、ご理解をいただければと思います。

次に、生後2ヶ月前のサービスについてですが、出生届提出後、助産師による赤ちゃん訪問サービスの日程調整を電話にて連絡しております。その際、保健師と助産師より、困りごとの確認やサービス・事業等の紹介も行っております。さらに、村では母乳育児相談補助券として無料券3枚を配布し、突発的な困りごと等で相談したい時など、希望により助産院の利用をすることが可能となっており、訪問と来院どちらも対応しているところです。

また、令和3年度より実施しているネウボラ事業においても、産前産後の家事支援8回分や、産後ケア事業の助産師訪問1回分を利用することができます。さらに、母子手帳アプリ「母子モ」の導入によっても、産前産後の母子のサポートを行っております。

このような事業をはじめ、母子支援に関する制度やサービス等について、産前は、母子手帳交付時やパパママ教室等、産後は、乳児相談や赤ちゃん訪問等でお知らせしておりますが、利用方法等についても引き続き周知に努めてまいります。

なお、ネウボラ事業の実施により、相談体制を充実させておりますので、村としては引き続き、切れ目のない母子支援体制の構築に努めてまいります。

次に、ファミリーサポートは、主に仕事等でこども園の送迎ができない保護者のための代わりの送迎や、学校の放課後の託児等を目的とし、その他、冠婚葬祭やリフレッシュ等での利用も可能な有料の地域の助け合い組織となっております。利用には、5日間程度の講習会を受けた協力会員と子どもを預けたい利用会員のマッチングがその都度必要であり、村内で安定的な協力会員を確保することの難しさや、村特有の農繁期においてはマッチングが困難になることが想定されます。また、夜間・休日等の急な託児には対応できないことから、村でファミリーサポートセンターの設置は困難であると考えております。これまで同様、一時保育や児童クラブを利用いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

2カ月から一時預かりがこの4月から始まったということで本当に、預けられるということで良かったと思っています。この一時預かりが2カ月児からになった訳ですけど、以前に質問したように、もしできれば2カ月児から入園できるようになっていれば、もう周辺市町は2カ月から預けられるようになっていますので、これを一段階上げて、一時預かりだけでなく、2カ月から預けられるように、ちょっと検討していただければと思います。

申込者が多い場合、この一時預かりがなかなか、だからリフレッシュのために預けるといふようなことは、何か預けられないんじゃないかというふうな気持ちになってしまうというのは、もしかすると保育士の人数が足りなくてこども園の方に余裕がないのでこういうことにならざるを得ないのか、保育士にもう少し余裕があればこういうふうなことを感じずに済むのか、その辺はどのような状況になっているのでしょうか。

あとはファミリーサポートですけれども、以前、こども園のような状況でなかった時に、どうしても学校の先生とか、学校の先生は終わる時間が遅いので、前の保育園の場合は結構早くに終わっていましたので、その後預かってくれる方を村の中で探して、本人が、それで見つけてその方に頼んで保育園に迎えに行ってもらって預かってもらっていたとか、その時は預かってくださる方が見つかった訳ですね。ですから、募集をかけてみないとちょっと分からないというところはあるんじゃないかと思うのですね、その協力会員を募集しても難しいのではないかって。利用される方も人口が少ないのでどうしても少なくなりますけれども、協力会員になる方も少ないかとは思いますが、募集をかけてみないと分からないのではないのでしょうか。本当に生まれて数カ月の方、昔は大潟村は農家は1歳からしか預けられませんでしたので、その前に預けるところを探しに探して、その方がずっと預かっていたという、村の中で村民の方がその赤ちゃんを預かっていたということもありますので、もしかしてそういうふうに協力できる方がいて、講習を受けて協力会員になりますよ、というような体制が作れば安心につながるのではないかと思うのですけれども、どうでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

三村議員のご質問にお答えします。

ファミリーサポートの方は村長がお答えさせていただきます。

まずいくつかご質問があったかと思いますが、ハードルが高いということについては受け止め方だと思います。確かにいろいろな面で子どもさんを預かっている訳で、大潟村での一時預かり等々についてのハードルが極めて高いということは、先程村長も答えましたが、そういうことではないと。やはり子どもは、保育、教育の活動につきまちはあくまでも子どもが主役であり、そして保護者が安心して預けられるというふうなことで行っている訳でして、フレミズさんのいろんなご意見があったということですが、それはいろんな良い意見もありますし、そしてまた改善してほしいという意見もあろうかと思えます。そういうことも含めましてさらに園の方とも相談しながら、改善できるものは改善をして、そして保護者にも理解をいただくと、何よりも主役は子どもであると、子どもを安心して預けられる体制が今も構築されていると私は思っておりますが、そうでない場面があるとすればそれは改善が必要であらうというふうに思います。

それから2つ目ですが、議員が、一時預かりではなくて入園そのものを2カ月にできないかというご発言なのですが、先の議会で、6カ月から2カ月にしました。そして4月、5月、6月と経過していますが、2カ月の子どもを預けている方はございません。農繁期でありましたので、その体制については園長にも指示をして受け入れは可能な状況になってございますが、いろいろ話を聞いてみますとやはり本村と周辺市町村では就労形態も違うことも確かにあるかと思えます。そういうことで6カ月については、これはいろいろな面で検討しなければならないので、今の段階では時期尚早だというふうに思っております。まずはこの一時預かりが1年間でゼロなのか、10なのか、数字が独り歩きをしてはいけないのですが、どれくらいの需要があるのかということをも十分検討をしながら、その必要性を判断してまいりたいというふうに思っております。

それから、保育士の人数は現在も充足はしておりますが、余裕があるという状況ではございません。村内には保育士の資格を持った方がたくさんおります。がしかし、声をかけても応じてくれる方はほとんどいません。何名かの方に、園長はじめ声を掛けて何とか協力してくださいとやってようやくまず今パート等が確保できている段階で、保育士の資格を持っている人はたくさんおりますが、なかなか農家であるという事情から、「はい、分かりました」という人は非常に少ないというのが現実です。そういうことも踏まえて昨年、一昨年と秋田市内の短期大学に園長と私が足を運んでいろいろ要望してまいりましたが、一人、二人は応じてくれましたが、村内ではおりませんで他市町村です。他市町村からの通勤ということになると、冬場がやはり非常に難しいというようなことで辞められた方もおりますし、いろいろなことで手は打っていない訳ではございません。いろいろなことで園長中心に頑張らせていただいておりますので、今後とも議員ご指摘の点はいろいろ吟味をしながら、これから改善できるところは改善してまいりたいというふうに思っております。

なお、基本的に子どもを育てるといのは、議員も経験上お分かりのことであるかとは思いますが、こども園はもちろんです。やはり家族の協力で、保護者のみならず家族の協力等もいただきながら、そして少し大きくなれば地域の教育力を活かして子どもを育てていくということが最も大切だと思いますし、その中でこども園の果たす役割、保育2年、教育3年、また保育の方も3年もございます。5年間保育という制度もございますが、そういう中で子どもを育てていくということですので、その点はやはりいろいろな角度から子育てを検討していく必要があると思っておりますので、なにとぞご理解をお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

ファミリーサポート事業についてであります。先程も話をさせていただいたように、なかなか村においてそのサポート会員と預ける側双方がというのは難しい面があるのでは

ないかなと感じております。いろいろな、日中の子どもを預かる、何かイベント等があった時に子どもを預かるサークルをやられている方々もいらっしやって、なかなか組織の運営の難しさ等の話も時々伺ったりもして、今あるそうした方々がまずはしっかり取り組んでいただけるような形で、あまり新しいのを増やしていくということは、関心のある人へ負担が増えたりということにも、そうしたことも懸念をしております。

また保育園（こども園）は以前に比べると受け入れ時間も伸ばしていますので、その点でも保護者の負担軽減にはつながっていると思いますので、今ある制度を活用していただきながら対応をしていただくというようなことでお願いできればと思いますので、どうかよろしくお願いいたします。

私からは以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

先日の新聞で、子育てしにくいかどうか、子どもを産み育てやすい国だと思うかという、村のことではなくて日本の国のことですが、日本は6割がそうは思わない。スウェーデンでは2.1%がそうは思わない、「産み育てやすい国だと思うか、そうは思わない」、だから産み育てやすい国というのはスウェーデンが97.1%という、これだけやはり差がついていて、国の政策自体が遅れている訳ですが、少しでも村の方でも産み育てやすい村、楽しい子育てができる村であれば少子化の歯止めにもなっていくと思いますし、ハードルが高いというのも受け止め方もあるかとは思いますが、それに対応できるような何か、保育士の数が十分とは言えないという、余裕があるとは言えないということでした。それは以前の質問に時給の話とかはさせていただいた訳ですが、そういう働く場としての処遇の改善とか、そういうこともやっぱり考えながら、保育士さんも若い方だと妊娠、出産があったりする訳で、いつでも妊娠、出産できるとか、周りに気兼ねなくというような職場であるとか、やっぱり余裕がない、保育士自体に余裕がないという状況を一体どうやったら変えられるのかということも重要なことではないかと思いますが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

北林教育長。

【教育長：北林 強】

三村議員の再々質問にお答えいたします。

先程、余裕があるかと言われれば余裕がないというお話をしましたが、これは人的な余裕でございます、子ども達を余裕がない中で育てているという訳ではございませんので、その点はこの周辺のこども園、保育園、幼稚園以上に大潟村こども園では気を配りながら、

そして最大配慮しながら子どもを育てているというふうにご理解をいただければいいかと思えます。

それから、子どもを産み育てやすい環境と、産みの方は教育とはまた別の段階であると思えますが、育てやすい環境ということについては議員のおっしゃるとおりでして、これからも、先程話しましたとおり、いろいろな面で多様な角度からまた見直してみながら、そしてこども園にはPTAもありますし、それから一時預かり等々で保護者との対話も重視しておりますので、その点もいろいろこれからもコミュニケーションを深めながら改善すべきところは改善をして進めてまいりたいと思えますが、決して現状がパーフェクトだというふうには考えておりませんので、できれば人的配置についても、定員通りなのですけれども、でもいろいろな面でもう少しプラスアルファ部分があれば村民の要望に応えることができるのかなという観点でお話しましたので、決していつも保育士が不足しているという状況では全くございませんので誤解のないようお願いしたいと、できればもうちょっと余裕を持った人的配置、臨時職員も含めてです、というふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

【議長：丹野敏彦】

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

最後に、空き家バンクに登録するメリットを、ということで質問いたします。

空き家バンクは、村にも設置されていますが、まだ登録が1軒もないと聞いています。村が空き家バンクに登録される方に何かしらの支援や助成など行うことにより、空き家バンクの認知度も高まり、登録される方も出てくるのではないのでしょうか。

全国の空き家バンク事業内容を調べてみました。空き家相談窓口を設けている県もありますし、建築士による現地相談をしている県もありました。また、バンク登録者に清掃費補助を行い、空き家に残された家財道具がネックとなっている現状に対応している自治体もあります。空き家除去補助制度は限度額50万円の自治体がありました。

ここ数年村の中古住宅販売の様子をみると、リフォームされている住宅は、販売されると結構早い段階で購入されているように見受けられます。私が知っているだけで3件あります。住宅をリフォームして販売される方への補助金も効果的ではないかと思えますが、いかがでしょうか。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

三村議員の質問にお答えします。

空き家バンク制度は、自治体が空き家の賃貸や売却を希望する所有者から提供された情

報を集約し、空き家をこれから利用、活用したいと考えている方に紹介する制度です。一般的な不動産業者とは異なり、空き家の所有者の物件情報を無料で提供できるメリットがあります。

現在、村では、長期留守等の住宅を15件ほど把握しており、建物や敷地の管理が不十分である場合や固定資産税の問合せがあった場合など、直接所有者から現状や意向を聞くなど個別に対応しているところですが、賃貸などの回答はいただけず、空き家バンクの登録に至っておりません。

ご指摘のとおり、リフォーム費用の助成や荷物の片づけに係る支援を行っている自治体もあることは認識しておりますが、村においては、長期留守宅の所有者の意向や要望について機会をとらえて把握した上で、必要な対策や支援のあり方を検討してまいりたいと考えております。

また、空き家の抑制や利活用をより一層促進するため、県が主体となり市町村や関係団体と連携し、空き家相談等にワンストップで対応できる「秋田県空き家総合サポートセンター」の開設も検討しているところです。村としましても、他市町村の状況や支援を参考にしながら、県と連携し空き家の抑制と活用に取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

いえ、終わります。

【議長：丹野敏彦】

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

(午後3時51分)

令和4年第3回（6月）大潟村議会定例会【第2日目】

1. 開議日時 令和4年6月10日（金）午前10時00分～午前11時02分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄	2番 工藤 勝	3番 三村敏子
4番 菅原アキ子	5番 松本正明	6番 黒瀬友基
7番 菅原史夫	8番 戸部 誉	9番 齊藤知視
10番 川渕文雄	11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第2号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第49号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第50号 普通財産の貸付について
議案第51号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案
議案第52号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第53号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第54号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
議案第55号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
報告第1号 工事請負変更契約専決処分報告
報告第2号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
報告第3号 村道路線の認定の専決処分報告
陳情第1号 陳情書（女性トイレの維持及びその安心安全の確保について）
陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

陳情第5号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただいまの出席議員数は、12名で定足数に達しております。

これより、本日の会議を開きます。

お手元に配付しております議事日程のとおり進めてまいります。

日程第1、議案第49号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」から、日程第10、報告第3号「村道路線の認定の専決処分報告」までを、会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

次に、日程第11、総括質疑を行います。

昨日の村政報告並びに提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番、菅原史夫さん。

【議長：丹野敏彦】

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

7番、菅原史夫です。

私から4点、質問させていただきます。

まず3ページ目の新型コロナウイルスの接種事業についてなのですが、5歳から11歳までの幼児・児童の集団接種が行われているということで、こちらに接種率40%となっているのですが、この明細といいますか、内容を教えてほしいのですが、40%というのは、2回接種し終わった方が40%なのか、1回目、2回目がどうなっているのか教えてください。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

菅原史夫議員の、5歳から11歳までの接種率についてのご質問にお答えしたいと思います。

村長説明にもありましたとおり、村内の5歳から11歳までの幼児・児童、対象者17

0名のうち、68名、こちらが1回目または2回目の接種を終えているというような報告をさせていただいたところです。割り返して接種率が40%ということとなっております。この中には、大変申し訳ないのですけれども、昨日、一昨日までの予約の方々4名が含まれているというような内容となっております。1回目または2回目という記載をさせていただいておりますが、こちらの方については申し訳ないのですけれども、集計中ということになります。先程の4名を除きまして、昨日までの予約の4名が接種されたかの確認は私、していなくて申し訳ないのですけれども、68名、こちらが最低でも1回目は終えているというような状況となっているところです。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

小さいお子さんはなかなか重症化しにくいということで、保護者の方も非常に判断に困っているという話も聞いています。こちらからも積極的な勧奨というのはなかなか難しいのかと思っておりますのですけれども、ただね、ご自分が感染するというリスクもあるのですけれども、人に感染させない、持ち帰って家庭内感染を防ぐという意味でも、直接はできないにしろ間接的な接種のお願いといたしますか、そういうものもしていく必要があると思うのですけれども、その辺、どういうふうを考えていらっしゃるのか、再度お願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

コロナワクチンの再質の方にお答えしたいというふうに思います。

こちらの方としましても、3月の下旬、この年代の方々に対して、保護者といたしますか、そのの方々に対して通知の方を差し上げております。湖東総合病院（湖東厚生病院）の方でやっているということで、予約は当然必要だという形でやっているところです。予約自体は、村の場合、少し低調だったということもありまして、5月の下旬、中旬にかけまして、再度、基本はその方々の希望ということにもなりますが、こちらの方としましても、予約のお願い、接種のお願いの方を差し上げているところです。また、これまでは春の農繁期も重なっていますし、またこの接種日自体が火曜日、水曜日、金曜日ということと、午後2時から3時半までの予約ということになっておりまして、村から走っていくとなれば非常に時間が厳しいような状況となっているところです。そういったことも踏まえて、教育委員会の方とも、学校の方とも相談等々させていただきながら、希望する児童・生徒の方々につきましては接種の方を勧奨していきたいというふうに思っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

よろしくお願いします。

ちなみに、これはいつまで、集団接種は。それ以降の対応はどうなるのか、ちょっと教えてください。

【議長：丹野敏彦】

福祉保健課、北嶋課長。

【福祉保健課長：北嶋 学】

菅原史夫議員の再々質の方にお答えしたいと思います。

湖東総合病院（湖東厚生病院）の方の接種の最終日が7月15日ということとなっております。

なお関連してになるのですが、今回4回目の接種も含めてなのですけれども、こちらの方については新型コロナウイルス感染症にかかる予防接種の実施についてというような指示が国の方から来ておりますが、この4回目自体は今年の9月30日までというような期限になっておりますので、遅くても、湖東総合病院（湖東厚生病院）の方でできなくても、小児用ワクチンを持っている医療機関等々であれば9月30日までは接種が可能というふうに判断しているところです。

以上です。

【7番：菅原史夫議員】

村ではやらないのですか。

【福祉保健課長：北嶋 学】

すみません。村の方では以前もありましたけれども、小児の関係であれば、小児科医の予診が必要になってくるということで、今回この年代の方々については南秋4町村合同で、湖東総合病院（湖東厚生病院）の方に小児科がありますので、そちらの方をお願いしているということになります。村の方としましては、今現在では大変申し訳ないですけれども、小児用ワクチンというものもありますので、それはこちらの方に来ていないということから、村の方では実施しないというふうに考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

次の質問に移ります。

4 ページ目の水不足についてなのですが、昨日の一般質問でも何人かの方がこの件についてお話がありましたけれども、やはり飲料水は重要な村のインフラなので、十分、細心の注意で住民サービスを行ってほしいということは当然のことだと思います。

その中で新たな水源を今求めているということで、それはそれでいいのですけれども、お聞きしたかったのは、貯水池がどうなっているのかということなので、貯水池は確か500トンが2つとあそこの塔を入れて、1400トンくらいが総貯水量というふうに聞いています。単純に考えて、大体例年種まき時期がピーク時ということで、それに合わせて貯水量の調整というのが図られているとは思いますが、あれってというのは1400トンに限りなく近づけて貯水するということはできないものなのでしょうか。令和3年も確か水不足で、令和3年度の資料を配布されましたけれども、あれを見ても4月のピーク時というのは1000トンから1000トンちょっとくらいがせいぜいで、1400トンまではいっていないという感じで、何が言いたいかというと、貯水量をもうちょっとピーク時に合わせて調整というのをしていければ、多少なりとも水の安定供給に寄与するのではないかなと思っているのですが、それについて教えていただきたいのと、あと、原水から浄水場まで1日1800トンですか、能力があるということで、持ってきたものをろ過して上水にする能力というのがどのくらいなのか。要はろ過した水と出ていく水の差が結局貯水量にまわってくると思うので、その辺、もしかするとろ過する能力が下がっているのかなという懸念もあるので、その辺についてもちょっと教えていただきたいのですが。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、近藤課長。

【生活環境課長：近藤比成】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目についてなのですが、貯水池の量ですが、300m³ひとつと、500m³ふたつということで、1300になっております。

ピーク時に貯水量の調整ということですが、通常朝の時点で満タンになるように調整はしております。ただ、水量をチェックする際に、朝早い時期にまた使い始めますので、ちょうど満タンの時にチェックしているという訳ではなくて、ある程度使い始めた時に見てしまうと、満タンの数字は出てきていないというような状況でございます。

それによって調整できないかということなのですが、種まきに使う水ですが、実際どのくらい使っているかということは把握しきれていないのですが、単純に一枚いくらかで何枚使うかという計算をしていきますと、2500から3000m³位というふうに見ております。この分の水量を確保するということになりまして、貯水池では少し足りないということです。こちらの方でいろいろ考えたのですが、まず貯水池を増やすということがひとつやり方としてはあると思います。あとは作った水ではなくて、作る前の原水がある

程度溜め池のような形で溜めておくと、それに関しては貯水池を作るよりは費用がかからずに量を多く作れるのではないかということで、そういうことも検討はしました。ただ、今回、原水の量がかなり多く取れるということでほぼ目途がつかしましたので、その方向で今回はいきたいというふうに考えているということでご理解いただければと思います。

ろ過の能力ということですが、原水からの取水が1800ということですが、ろ過能力に関してはある程度スピード調整できますので、それ以上にあります。ただろ過池が汚れてきますとスピードが落ちてくるということもありますので、掻き取り等で随時きれいにしながらやっていく分には能力は満たしているということになります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

すみません、総貯水量は1300トンということですね。分かりました。

2500からピーク時は3000m³、これは種まき時の、ということは、新たな事業所のは入っていないでこれだけの数量になっているというふうに見込んでいるのかと思ったのですが、いずれ1800トンに対して2000から3000という、1日あたり1000トン以上足りないということになってきますよね。そんなに足りなくなる、その辺が、数的にどうなのかと思ったのですけれども、それをもう一回教えてください。

それと、新たな水源で、昨日も400トンくらい見込めるというふうなお話を聞いたのですけれど、それは今回みたいな渇水時期、要するに堤防の水位が果たして出てくる水の量と関係しているのかどうかちょっとはっきりは分かりませんが、その時期の状況でもそれだけのものが出てくるというものがあって、そういうふう新しい水源は期待できるというふうに踏んでいるのか、そこをちょっと教えてください。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、近藤課長。

【生活環境課長：近藤比成】

菅原議員の再質問に関してお答えいたします。

まず1点目の種まき時期の水量ですが、これは期間全体での数字です。

【7番：菅原史夫議員】

1日あたりということですか。

【生活環境課長：近藤比成】

いえ、種まき時期の期間全体での計算になります。2週間で見ると1日あたり100数十と、ピーク時で200から、場合によっては300の日もあるかもしれないというような形で考えております。

それから貯水量に関してですが、今、配水池でお話しましたけれども、ろ過池が3池あります。それも同じくらいありますので、倍くらい見込めるといふふうになっております。

【議長：丹野敏彦】

すみません。3池ある1池はいくらずつとかは、おおよそ。

【生活環境課長：近藤比成】

概ね1池400程度ということになります。

【議長：丹野敏彦】

掛ける3池ですね。

【生活環境課長：近藤比成】

はい。

【7番：菅原史夫議員】

400トンですか。

【生活環境課長：近藤比成】

400トンです。

【議長：丹野敏彦】

確認ですけれども、種まき期間は2週間でいいのですね。大体それとして計算しているのですね。

【生活環境課長：近藤比成】

はい、そうです。

もう1点についてですけれども、昨日も村長の方からお話ありましたけれども、少なめに見てということ。実際はもっと多い、5月で見た限りにおいてはもっと多い数字を見えています。4月に一度見えていますけれどもその時点でも、3カ所排水している個所があるのですが、その1つだけでも350から400くらいというふうに出ておりましたので、4月はまだ水位があまり上がってきていない時期でしたので、渇水期でもかなり見込めるのではないかとこのように考えております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

私の理解が足りないのかもしれませんが、ろ過池で1個あたり400トン×3で1200トンですよ。1200トンあって、なおかつ貯水池で500トン×2プラス300トン、それだけの貯水量があって、令和3年度の資料で、私もうろ覚えですけど、1日多くて2000、2100、その辺だったと思うのですが、それが何日も続いた訳でもないと思うのだけれども、それで何で水不足になるのかなと非常に不思議なのですけれ

ど。要は去年の資料を見ると、ピーク時の直前は少なくとも1300トンまでは全然いっていなかったのですよ、総貯水量が。だからそれが調整できないのかということが最初の質問だったのだけれども、それについては技術的には無理なのですか。そこもちょっと教えてください。そしてこれだけの貯水量があっても、何で出る量が1日2000トンが10日も続いた訳でもないし、なぜそれで、今年の資料は持っていないから分かりませんが、今年もそれにプラス200トンくらいだと、バックライズとかいろいろあるので、そうだと思うのだけれども、それも10日続いた訳でもないのに、なぜそれが、どういう原因なのか、ちょっと理解できないのだけれども、そこを教えてください。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、近藤課長。

【生活環境課長：近藤比成】

菅原議員の再々質問にお答えいたします。

今、貯水量のお話をしましたけれども、取水量、これが使う量よりも少ない時期があったということです。それで追いつかなくなる可能性があったということです。実際、使う量に関しては、日によって、最大で2000を超える日もありました。入ってくる量に関しては1800くらいといったところでしたので、徐々にろ過池ですとか配水池ですとか、その辺が減ってくる傾向にありましたので、不足の懸念があったということでございます。その後、また八郎湖の水位が徐々に上がってきたことによるものかと思っておりますけれども、取水量がある程度取れるようになってきたということで、間に合うようにできたということでございます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

暫時、休憩します。

(午前10時28分)

(午前10時28分)

再開します。

【生活環境課長：近藤比成】

失礼いたしました。ピーク時の直前に調整できないかということですが、調整できたとしてもそこからまた少しずつ減っていくということで、心配されたということをご理解いただければと思います。満タンにできるかということかと思いますが、これは先ほど申し上げましたように、満タンにするようにやっておりますけれども、随時使用しておりますので、その中で特に朝方使う傾向がありますので、チェックしているのが一定時刻でチェックしていますので、満タンになっている時間帯もありうるということをご理解いただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

次の質問に行きます。

7ページ、これは簡単な話なのですけれども、クリーンアップの件で、今回も皆様のご協力でクリーンアップ、清掃活動をやられたということで、大変良かったなと思っています。そういう中で、この文章の中でちょっと気になったのは、今回、株式会社カントリーエレベーター公社の方も参加してくださいました、となっていますが、株式会社なので、民間なので、「職員」というふうな文言ではなくて、やはり俗称とはいえ「社員」という文言にした方がよろしいかと思うので、この村長説明も残るものなので相手さんにも配慮して作った方がよろしいかと思うのですけれども、そこをちょっと答弁の方をお願いします。

【議長：丹野敏彦】

生活環境課、近藤課長。

【生活環境課長：近藤比成】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

ただいまご指摘のとおり、訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【議長：丹野敏彦】

今回、訂正しますか。

【生活環境課長：近藤比成】

はい。

【議長：丹野敏彦】

今、指摘ありました、村長説明の7ページ「株式会社カントリーエレベーター公社職員」を「社員」に訂正させていただきたいと思います。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

再質問はありません。

最後の質問に行きます。

12ページ、令和3年度の見込みということで、今のところ整理中という話で、剰余金が2億2千万程度になる見込みということで、突出して今回は多いというふうな印象を持ちます。例年、大体1億から1億2千万くらいで推移していたのですけれども、この理由が、地方交付税等が増えたということで確かにそうなのですけれども、ただ、2～3年前もやはり1億くらい増えた時にもこれだけの剰余金が出てこなかったのですね。一般企業だったら当然これは利益になるので、それはそれでいいことだと思うのですが、自治体の

場合はやはり住民サービスとそれを裏付ける財源ということで、剰余金があまりにも多いということは必ずしも良いことではないのかなと私自身は思っています。税金という形でいただいている以上、やはり剰余金として多くなれば、やはり運営としてどうなのかなというふうに地域住民からも疑問の声が出てくる可能性もあるということだと思います。歳出の方では経費節減と効率的な執行というふうになっているのですけれども、大体1億くらい多くなっていますけれども、これは実際のところどういうふうな理由が考えられるのか、ここでざっくり書いてありますけれども、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

【議長：丹野敏彦】

税務会計課、伊東課長。

【税務会計課長：伊東 寛】

菅原議員のご質問にお答えいたします。

今回の剰余金ですけれども、例年であれば、ご質問にあったように1億2～3千万程の剰余金が出る訳ですけれども、今回資料にありますとおり2億2千万ほどの剰余金が出る見込みだということでございます。大きな要因といたしましては、令和3年度から4年度への繰越明許費、これが4千万程あるということが挙げられます。また質問にもありましたけれども、普通交付税についてなのですが、当初普通交付税、コロナ禍のこともありましたので、堅くみていたこともあり、12億7千万程の見込みで予算を計上しておりましたが、実際は13億9千万、約14億程入ってきているということもあり、実質当初から比べますと1億2千万程増えております。また村税ですけれども、こちらも令和3年度の予算計上する際に、民税それから固定資産税等いろいろ見ておりましたけれども、こちらでも実際申告をした結果、当初の見込みよりも村税全体では大体3千万程増えたということで、こういうことが重なりまして令和4年度への剰余金が2億2千万程となったことが考えられます。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

歳入に関しては分かりました。

今、お話があった、普通交付税が大体1億2千万位プラス、村税が3千万位プラス、繰越明許が4千万位ということで、そうすると約2億が見込みよりプラスになっているはずなのですけれども、逆に1億しかプラスになっていないという話になってきますので、それはどういうふうに理解したらいいでしょう。

【議長：丹野敏彦】

税務会計課、伊東課長。

【税務会計課長：伊東 寛】

菅原議員の再質問にお答えいたします。

先程私が申し上げたのが当初予算に対しての増額ということですがけれども、その他、収入として入ってきている補助金なり交付金、そういうものが当初よりも若干下がっているものもあります。ですので総体になりますと今回の剰余金の2億2千万程になるということになりますけれども、先程私が説明しただけの資料でいきますと、それだけで2億円は超える形になります。

あと、今回積立金として3月補正をお願いしておりましたけれども、そういうものも支出しておりますので、その辺を相殺しますとこういう金額になるということでございます。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

菅原史夫さん。

【7番：菅原史夫議員】

ありません。

終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

11ページのチャレンジデーのことなのですが、これまでのチャレンジデーについては質問させていただいていたのですけれど、今回ここに全国68の自治体が参加し、と書いてありまして、自治体数全国にいくらあるのだろうと調べたら1718自治体ありまして、1718自治体の中で68の自治体という少ない自治体なのだということが分かったのでけれども、実際、今回68の自治体でしたが、2010年のをみたら、2010年は117自治体が参加されていました。ということは減ってきているのかなと思ったのですが、この参加される理由は以前にも聞いていますけれども、村にとってはこの5月25日というのは非常に忙しい時期であり、わざわざこの時期にこれをやらなければいけないのかということは前から思っていたのですけれども、これをやることによってやはり事業がひとつ増えると職員の方の仕事も増えるわけですし、全県25市町村が行っているという説明も以前いただいていたけれども、これをやらなければいけないのか、これに加わることが、村民の健康につながるような他の事業もたくさんあると思いますので、この事業が必要なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

教育委員会、宮田教育次長。

【教育次長：宮田正人】

三村議員の質問にお答えいたします。

おっしゃるとおり、参加自治体数というのは年々、少しずつではありますけれども、減ってきている状況でございます。以前の説明では全県25市町村行っているという時期もあったのですが、今回に関しては参加していない市町村も県内では増えているということでございます。

やらなくてもいいのではないかという意見は、それとして、来年以降の参加の有無を考えるにあたってはそういった意見というものは参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

ありません。

終わります。

【議長：丹野敏彦】

ほかに質疑ございませんか。

6番、黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

6番、黒瀬友基です。

関連する部分もありますが、2点ほど質問させていただきます。

委員会が違うので質問させていただくのですが、15ページの補正予算の方ですね、新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援事業の件ですが、今回追加で1,800万ということで、当初予算の方でもあったかと思いますが、まだ今年始まって早い段階ですが、当初予算でも3千万程計上されていたというお話だったと思うのですが、そちらの利用状況などをまずは教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長：石川歳男】

黒瀬議員のご質問にお答えします。

新型コロナウイルス感染症の対応といたしまして、雇用維持・事業持続化支援金について、当初予算で3千万円を措置していただいております。今議会で1,800万の増額を

お願いしているということで、この主旨ですけれども、増額の財源がですね、国の方から地方創生臨時交付金で、コロナ禍における原油価格・物価高騰対策ということで新たな財源が来ております。その財源が全てこれに充当ということではなくて、福祉関係の予算とこれに分けて充当しておりますが、この原油価格・物価高騰対応という主旨からいけば、当初予算で事業化を予定しておりました同事業もそういった固定費に対しての支援ということでありますから、目的として合致するということでこれに増額した上で、事業者に対しては5月30日付で全戸配布の上、受付を6月6日から6月17日までの期間で事業者から受付を現在行っているという状況であります。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

わかりました。ありがとうございます。

では、既に給付が始まっていて不足しているという形ではなくて、今これから申請していただく上で、今回の追加の歳入がある中で1,800万円を追加したということの理解だと思っておりますけれども、これはそうすると当初の3千万では、見込みという形になるのか、どう見ていたか分からないのですけれども、足りなくて、今回追加した4,800万円は全て、そこである程度見込みとして申請があるだろうというふうにお考えなのでしょうか。そこ辺りを教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長：石川歳男】

ご質問の予算規模が十分であるかという点でございますけれども、過去に2カ年に渡って、令和2年については同様の事業を3カ月分の給付ということで実施しております。令和3年については4カ月分ということで、計7カ月、2カ年に渡りますけれども7カ月に渡って実施していた際には、予算規模として、給付額として1億280万円位の支援金を給付しているということになります。今回は3千万円プラス1,800万円、4,800万円なのですが、対象期間が12カ月というふうに長い期間取っておりますので、見込みとすれば固定費の2分の1以内というふうにしていますけれども、その2分の1が大分下がってくるのではないかという感触を持っております。受付をしてみなければはっきりした数字は出せませんが、現在のところ、そういう感触を持っております。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

分かりました。ありがとうございます。

今年度の状況はこれから申請ということなので、最後に参考までに令和3年度、昨年度の実績とした場合に、事業所数としてはいくつあったのかだけ、最後教えていただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

産業振興課、石川課長。

【産業振興課長：石川歳男】

令和3年の申請事業者数、対象事業者数については、2事業者でありました。

以上です。

【議長：丹野敏彦】

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

次の質問に移らせていただきます。

若干関連する部分もあるのですが、先程も出ていましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策の地方創生臨時交付金の歳入の方についてお聞きしたいのですが、今回この事業で、先程あった雇用維持と、おそらく大潟村住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金、あとは大潟村子育て世帯生活支援特別給付金という、この3つの事業に充てられているのかと思うのですが、これはそれぞれ国からの財源の充当率が異なっているのですが、これは何かそういう指針があってとか決められ方がして、なっているのかということが1点と、あと、これは先程の話だとおそらくそうかなと思うのですが、ある程度もう予算として決まって下りてくる中で、それを村として振り分けているのか。それともある程度、要望して、逆にもっと増やそうと思えば増やせるのか、そういったところはどのような形になっているのか教えていただければと思います。

あともう1点、その中で今回この3つにどういう基準で、もし振り分けることができるのであれば、どういう形で振り分けたのかということをお教えいただければと思います。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

黒瀬議員の新型コロナウイルス感染症対策の臨時交付金の使途の考え方について、ご説明を申し上げます。

先程、石川課長からもご説明ございましたけれども、今回の地方創生臨時交付金の目的というのは、コロナ禍における原油価格や物価高騰対応ということで、そういう主旨を鑑みて予算措置をしたところでございます。

村の考え方といたしましては、地方創生臨時交付金が総額で2,740万円ということで配分の限度額の内示があった訳ですけれども、余すところなく使いたいということが1点。やはり生活支援の部分では生活困窮者等の生活者の負担軽減を優先に考えたいということで、原課の方で対象者、そして対象世帯、そして周辺市町村のあるいは先行事例等を含めた交付額等を総合的に考慮いたしまして、大潟村住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金給付事業として、国として55%、実際は108万円分を財源充当させていただいた。残りの部分は不確定要素がありますので、その部分はまず一般財源で対応したいといった考え方によるものでございます。

そしてまた、大潟村の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業につきましては、こちらはコロナ交付金を財源として963万円、国は90%と書いてありますが、実際には963万円財源充当しております、こちらも今後の出生予定の見込みも含めて不確定要素がございますので、そういった部分に関しましては村の一般財源から支出をしたい。つまり、こちらの給付につきましては、確実な部分は今回交付いただいた国のお金を活用させていただいて、不確定要素の部分につきましては一般財源から持ち出しをしたいということで考えた訳でございます。それと併せて、その残りと言ってはあれなのですけれども、先程、石川課長の方からも説明がありました原油価格・物価高騰に対応ということで持続化支援事業について、こちらは残りと言ってはあれなのですけれども、1,669万円を充当しているという考え方によるものでございます。

以上でございます。

【議長：丹野敏彦】

再質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

分かりました。ありがとうございます。

ただ、コロナ禍のというのはあるのですけれども、原油価格等の高騰というので地方創生臨時交付金という位置づけというお話だったかと思うのですけれども、であれば全村民がその影響はやはり受けている訳で、そこに対して住民税の非課税かどうかではなくて、全世帯に給付するという考え方もあったと思いますし、そういう形を考えても良かったのではないかと思うのです。先程の話で、事業者が事業を継続するということも大切なのですけれども、昨年の実績で2社、2事業所ということで、ちょっとあまりにも偏りがあるのかなという中で、そこは事業者に対してしか支援できない交付金だというのがあればひとつあるのですけれども、もう少し今回のコロナの影響を受けてそんなに所得等が下がっている訳ではないとしても、やはり原油高騰とかそういった要因で影響を受けるのは全村民だと思いますので、全世帯への給付等もやっている自治体等おそらくあると思うのですけれども、そういうことができなかつたのかと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

【議長：丹野敏彦】

総務企画課、薄井課長。

【総務企画課長：薄井伯征】

黒瀬議員の再質問にお答えいたします。

地方創生臨時交付金を原油価格・物価高騰対応とあれば全村民への給付もよいのではないかなというようにご質問と思いますが、今回の交付限度額が大湊村の割り当て分が2,740万円でございます。ちょっと個人的な話になると、私はもう少しいただけるのかなというふうに思っていたところはあるのですが、実際それを村民全体でまぶした場合に、非常に金額が小さくなってしまうということになっておりまして、庁内でも十分議論はしたのですが、まぶした場合には非常に規模が支給の規模が小さくなってしまうというふうに考えまして、今回は先程申し上げましたように、非課税世帯あるいは子育て世帯に対して、そして感染症対策の雇用維持・持続化支援事業に絞った形で予算計上をさせていただいたという形になりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上になります。

【議長：丹野敏彦】

再々質問ございますか。

黒瀬友基さん。

【6番：黒瀬友基議員】

分かりました。ちょっと思うところはありますけれども、ここはおそらく話しても堂々巡りになりそうな気がするので、そこ辺りは金額の大きい少ないではなく、やはり村民に対して何か、今の物価高騰の中でしてあげられるものというものがあればまた検討していただければと思います。

答弁はいりませんので、終わります。

【議長：丹野敏彦】

他に質疑ございませんか。

ほかに質疑ございませんか。【なしの声】

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第49号から報告第3号までを会議規則第39条の規定により、各常任委員会及び特別委員会へ付託することに、ご異議ございませんか。【異議なしの声】

異議なしと認めます。

よって議案第49号から報告第3号は、お手元に配付しております「議事日程第2号」のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、日程第12、陳情第1号「陳情書女性トイレの維持及びその安心安全の確保について」から、日程第16、陳情第5号「沖縄を捨て石にしない安全保障政策を求める意見

書の提出を求める陳情」までを、会議規則第37条の規定により一括議題とします。

陳情第1号から陳情第5号については、会議規則第95条の規定により、お手元に配布してあります「陳情等文書表」のとおりそれぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

以上で、本日の日程は、すべて終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

(午前11時02分)

令和4年第3回（6月）大潟村議会定例会【第6日目】

1. 開議日時 令和4年6月14日（火）午後3時00分～午後4時07分

2. 会 場 大潟村議会議事堂「本会議場」

3. 出席した議員の氏名（敬称略）

1番 山田照雄	2番 工藤 勝	3番 三村敏子
4番 菅原アキ子	5番 松本正明	6番 黒瀬友基
7番 菅原史夫	8番 戸部 誉	9番 齊藤知視
10番 川渕文雄	11番 石井雅樹	12番 丹野敏彦

計 12名

4. 欠席した議員の氏名（敬称略） なし

5. 説明のため出席した者の氏名（敬称略）

村 長 高橋浩人	副村長 工藤敏行
教育長 北林 強	
総務企画課長 薄井伯征	税務会計課長 伊東 寛
生活環境課長 近藤比成	福祉保健課長 北嶋 学
産業振興課長 石川歳男	教 育 次 長 宮田雅人
農業委員会事務局長 澤井公子	

6. 議会事務局の職員 事務局長 近藤綾子 書記 藤村明美

7. 議事日程 別紙のとおり〔議事日程第3号を参照〕

8. 本日の会議に付した事件

議案第49号 大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案
議案第50号 普通財産の貸付について
議案第51号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案
議案第52号 令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案
議案第53号 令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案
議案第54号 令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案
議案第55号 令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案
報告第1号 工事請負変更契約専決処分報告
報告第2号 大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告
報告第3号 村道路線の認定の専決処分報告
陳情第1号 陳情書（女性トイレの維持及びその安心安全の確保について）
陳情第2号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

陳情第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情

陳情第5号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

議案第56号 令和4年度大潟村一般会計補正予算案

意見書案第2号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案

意見書案第3号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案

意見書案第4号 地方財政の充実・強化を求める意見書案

議員派遣の件

9. 議案の提出撤回及び訂正に関する事項 該当なし

10. 議員の異動に関する事項 該当なし

【議長：丹野敏彦】

ただ今の出席議員数は、12名であります。

これより、本日の会議を開きます。

本日の日程に先立ちまして、村長より発言を求められておりますので、これを許します。高橋村長。

【村長：高橋浩人】

6月9日の、黒瀬議員の一般質問におきまして、後程ご説明させていただきたいとしていた脱炭素先行地域に関する質問の件について、お答えいたします。

脱炭素先行地域事業におけるもみ殻熱供給事業の全体事業に占める割合について、計画では5年間の総事業費のうち22.5%となっております。

以上であります。

【議長：丹野敏彦】

これより、お手元に配付しております議事日程のとおり、進めてまいります。

会議規則第39条及び第95条の規定に基づき、各委員会に付託いたしました議案並びに陳情等について、会議規則第77条及び第95条の規定に基づき、各委員長から審査報告書の提出がありました。

会議規則第37条の規定により、日程第1、議案第49号から、日程第15、陳情第5号までを一括議題とします。

はじめに、総務産業委員会に付託いたしました、議案第49号、議案第51号の関係部分、報告第2号及び陳情第1号、第2号、第4号、第5号についての審査の経過と結果について、総務産業委員長の報告を求めます。

なお、各委員会に付託いたしました議案等につきましては、各委員長からの報告の後で

採決いたします。

総務産業委員長、3番、三村敏子さん。

【総務産業委員長：三村敏子】

3番、三村敏子です。

令和4年第3回大潟村議会定例会において、当総務産業委員会に付託のあった議案について、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

はじめに、総務部門関係から審査を行いました。

議案第49号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、当局からの説明の後、質疑に入りました。委員より「課税限度額は、どうして引き上げになるのか。」との質問に、当局から「地方税法の改正によるものである。」とのこと。また「不足額に対し、基金を繰り入れるとのことだが、基金は村で造成しているものか。また、基金残高は、不足額を基金の繰入によって補っていくことによる将来的な不安はないのか。」との質問に、当局から「基金は村で造成している。基金残高は1億6千万円。今後も基金の活用を予定している。将来的な財政負担については、庁内プロジェクトチームを立ち上げ、検討しているところである。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第49号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

報告第2号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、当局からの説明の後、質疑に入りました。委員より「DV被害者が住所を記載しないことを希望する場合、本人が申請するか。」との質問に、当局から「本人が警察へ申請し、警察から市町村へ連絡が来る。村の場合は、福祉保健課の戸籍担当が受付し、当該情報をマル秘として各課へ提供する。また、当該情報は個人情報等を取り扱うシステムに登録され、申請者がDV被害者であることが分かるようになっている。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、報告第2号は全会一致により原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第51号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、総務部門関係では、当局からの説明の後、質疑に入りました。委員より持続化給付金の1事業者当たりの限度額について質問がありましたが、産業振興課より説明することでした。

産業振興部門では、当局からの説明の後、質疑に入りました。委員より「低コスト技術等導入支援事業について、半導体不足という社会的問題がある中で、事業を活用したくても年度内の事業完了の目処がたたず、申請を諦めざるを得なかった農家も多いのではないかと感じるが、事業の期限を延ばすことはできないか。」との質問に、当局から、「現状は単年度会計であるため、原則として年度内に事業を完結する必要があるが、半導体不足という社会情勢がこのまま続くようであれば、例外として、繰り越しという制度があるので、県や国に実情を訴えるなど対応していきたいと思う。」とのこと。委員より「新型コ

新型コロナウイルス感染症対策雇用維持・事業持続化支援事業の固定費補助について、複数事業者から申請があった場合はどのように配分する計画か。」との質問に、当局から「申請された全事業者に対し、同じ率で配分する予定としている。」とのこと。委員より「配分する金額の割合はどのように決まるのか。」との質問に、当局から「対象月に比べて売上げが30%以上減少している場合、その月の固定費の2分の1以内の金額が支給されるが、対象者が多い場合は対象者全員で割り返し、2分の1以内の補助率で対応する。」とのこと。委員より「農業委員会のタブレット端末について、農地パトロールの際にどのように活用しているのか。」との質問に、当局から「村内農地の現状としては、不耕作地がいくつか確認されている。これまで農地パトロールでは、紙の地図で地番を確認するなどの作業を行っていた。令和3年度は国から貸し付けされたタブレット端末を活用し、現場の撮影やその場で地番が確認できるインターネット上の農地ナビによる農地パトロールを行った。」とのこと。委員より「農地ナビは現在も活用しているのか。」との質問に、当局から「現在も活用している。インターネット上で公開されている農地ナビは、農地の所有者までは掲載されていないため、農業委員会で所有している農地台帳の情報と併せて活用し、現場での地番や所有者の確認に使用できるようにしたいと考えている。」とのこと。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第51号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」は全会一致により、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、陳情第1号「陳情書（女性トイレの維持及びその安心安全の確保について）」を審査いたしました。意見として、委員より「男女別トイレの設置はあって然るべきと考える。一方で、小規模事業者にあっては対応が難しい側面もあろうかと思うし、ジェンダーへの対応についても難しさがある。」、委員より「家族以外との共用は避けたいので、陳情には賛成である。」、委員より「男女別トイレの設置は、今では当たり前のことになりつつある。」。

質疑を終結し、採決に入り、陳情第1号は全会一致により採択すべきものと決しました。

陳情第2号「国民の祝日『海の日』を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」について審査いたしました。委員より「海の日を固定化する理由がないと思う。ハッピーマンデーで連休になることで、旅行等が可能になり経済も動くと思うので、この陳情には反対である。」、委員より「これまで、6月8日が世界海の日で、日本が別に海の日を制定していると報道等で目にして、違和感を持っていた。陳情書では、固定化することで、全国的には夏休みの開始日前日が休日となるので連休効果が大きいとのことだが、村の場合は該当しないこともあり、反対である。」。

質疑を終結し、採決に入り、陳情第2号は全会一致により不採択すべきものと決しました。

陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について審査いたしました。委員より「コロナ禍で大変な状況が続いているが、できる限りの地方財政への

支援をお願いしたいと思うので、賛成である。」。

質疑を終結し、採決に入り、陳情第4号は全会一致により採択すべきものと決しました。

陳情第5号「沖縄を『捨て石』にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」について審査いたしました。委員より「先般の名護市長選挙では、辺野古への基地移設を反対する候補者が落選していた。沖縄の中でも様々な意見があるものと思う。安全保障の面からも、反対である。」、委員より「国防や安全保障条約などの問題はあるかと思うが、あまりにも沖縄に負担をかけすぎている現状があるので、日本全体で応分すべきと考えるので、賛成である。」。

質疑を終結し、採決に入り、陳情第5号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、総務産業委員会の報告を終わります。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの総務産業委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

次に、生活福祉教育委員会に付託いたしました、議案第50号、議案第51号の関係部分、議案第52号から第55号、報告第1号、第3号及び陳情第3号についての審査の経過と結果について、生活福祉教育委員長の報告を求めます。

生活福祉教育委員長、8番、戸部誉さん。

【生活福祉教育委員長：戸部 誉】

8番、戸部誉です。

令和4年第3回6月定例会において、生活福祉教育委員会に付託のありました議案について、その審査の経過と結果についてご報告いたします。

議案の審査は教育委員会から始まり福祉保健課、生活環境課の順に行いました。

はじめに教育委員会部門について報告いたします。

議案第51号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の審査に入り、委員より「小・中学校の施設管理費における消毒作業は、これまでは実施していなかったのか。また、委託先は。」との質問に、当局より「これまでは校長、教頭、養護教諭を中心に消毒作業を実施していたが作業の負担が大きく、今後も必要な作業であるため、新年度に入り両校長より消毒作業の外部委託の要望があった。委託先についてはシルバー人材センターを想定している。」との答弁でした。委員より「後任のALTについてはもう決まっているのか。」との質問に、当局より「後任のALTについては、まだ決まっている訳ではないが、県を通じて候補者の情報が送られてきた。今後、調整などが順調に進めば、スケジュールどおりの着任になるのではないかと見込んでいる。」との答弁でした。

質疑を終結し、補正予算案、教育委員会部門の審議は終了いたしました。

次に福祉保健課部門について報告いたします。

議案第51号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の審査に入り、委員より「4回目のコロナワクチン接種が、60歳以上と、18歳以上60歳未満の基礎疾患のある人のみとなっているのはなぜか。」との質問に、当局より「国からは60歳未満の健康な人達には4回目ワクチンを接種しないという指示になっている。」との答弁でした。委員より「子育て世帯生活支援特別給付金は、国、村、両方からもらえるという理解か。給付対象者の人数は。」との質問に、当局より「両方から給付される。対象は村民税非課税世帯の54世帯。」との答弁でした。

質疑を終結し、補正予算案、福祉保健課部門の審議は終了いたしました。

次に、議案第52号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」の審査に入り、委員より「新たに採用する会計年度任用職員は看護師か。」との質問に当局より「看護師の免許を持つ方。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第52号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第53号「令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」の審査に入り、委員より「備品購入費は冷凍庫更新とのことだが故障原因は。」との質問に、当局より「ひだまり苑ができた平成13年から使用しているため、経年劣化によりコンプレッサー機能が低下し、冷えが悪くなった。なお予算には既存の冷蔵庫の処分費も含まれている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第53号は全会一致で可決すべきものと決しました。

次に、生活環境課部門について報告いたします。

議案第50号「普通財産の貸付について」の審査に入り、委員より「貸付けは、実証研究に合わせて3年間との説明だが、3年経過後は事業はどのようになるのか。」との質問に、当局より「実証研究のテーマが2つあり、ひとつは今回の貸付期間の3年間で液肥に関する研究。もうひとつのテーマは、稲わらをガス化する過程でタービンを回して発電するというもので、こちらは現時点では8年ほど研究期間を要すると想定している。今回の無償貸付けは、液肥の実証研究に要する3年を期間としているが、その後、土地の貸付け方法などについては今回の3年が経過する前に検討し、再度議会等へ相談したいと考えている。」との答弁でした。委員より「新たなメガソーラー建設に支障はないか。また、下水道等への影響は。」との質問に、当局より「新たなメガソーラーについては、送電線のルートが未定で、既存のメガソーラーと同じ送電線を活用することは難しい状況なので先に話が固まっている株式会社クボタに今回の場所を貸付けることにした。下水管については、下水処理場からすぐ近くの水路沿いに通っており、実証研究、メガソーラーともに問題はない。」との答弁でした。委員より「貸付ける土地はヘドロ層なので、貯留槽の高

さや重さで沈まないか。」との質問に当局より「貸付けが決定した後に、現地調査等を行い、詳細設計、必要に応じて地盤改良などを含む工法が決定されるものと考えている。」との答弁でした。

質疑を終結し、討論はなく、採決に入り、議案第50号は全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第51号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」の審査に入り、委員より「事業計画では、令和4年度にサンルーラル大潟やポルダ一潟の湯へのZEB化の予算が計上されていると思うが、今年度中にどのような設備を導入するのか。」との質問に、当局より「今年度は、具体的な設備導入のための設計費用を計上している。来年度以降、具体的な設備の導入となる。」との答弁でした。委員より「アセット会社が資産を持つのであれば、太陽光パネルに固定資産税がかかってしまい、経費が膨らむのではないか。また一般家庭に太陽光パネルを設置する場合、住民に設置費用の負担は。」との質問に、当局より「租税公課を含め、今後、精査していく。太陽光パネルの一般家庭への設置については、新会社の負担で行う。住民への負担は想定していない。」との答弁でした。委員より「温暖化対策実行計画策定業務を委託する会社は、どのような会社を想定しているのか。」との質問に、当局より「これまでの村の経緯を把握している業者を中心とした指名競争入札を想定している。」との答弁でした。委員より「脱炭素推進フォーラム運営業務委託は、どういった業務か。」との質問に当局より「講師として脱炭素先行地域の選考委員会座長を務めた京都大学の教授を想定している。また、県庁からも県としての脱炭素に関する考えについての講演も考えている。参加者は、周辺自治体などの行政のほか、村民も対象に100名程度を想定している。コロナ禍ということもあるので、参加は事前登録制を想定しており、参加登録などを含めたフォーラムの円滑な運営について、秋田県内の広告代理店などに委託したいと考えている。」との答弁でした。委員より「地域活性化起業人の内容は。」との質問に、当局より「三大都市圏の企業から、特定の分野に知見を有する人材を地方自治体に派遣することに対し、国が1件あたり最大560万円を地方交付税として交付するもの。自治体が人材の派遣について公募し、派遣期間は最大3年間となっている。村は脱炭素先行地域に関する事業で課題として抱えている太陽光発電、蓄電池、籾殻バイオマス熱供給などの問題について解決できる人材を公募することとしている。」との答弁でした。委員より「地域活性化起業人の人件費が国からの交付税上限額を超えた部分については自治体が負担するのか。」との質問に、当局より「地域活性化起業人負担金は、国の交付税措置の上限額を超えない範囲で実施することを想定している。」との答弁でした。委員より「アセット会社は従業員を持たないと聞いた。従業員のいないアセット会社が設備を導入する時、誰が責任を持って執行するのか。」との質問に、当局より「アセット会社がエネルギー事業会社とは別の法人格として設備の所有権を持つが、あくまでもエネルギー事業会社の別部門といったイメージで、入札の執行から設備の設置まで、両会社が一

体となって実施する。」との答弁でした。

質疑を終結し、補正予算案、生活環境課部門の審議は終了いたしました。

次に議案第54号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、審査に入り、質疑、討論はなく、採決に入り、議案第54号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第55号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、当局の説明を受け、審査に入り、委員より「水道事業と公共下水道事業で職員を分けた理由は。」との質問に、当局より「来年度から公営企業会計に移行することなどを踏まえ、従来の人員体制では厳しいと思われることから職員の増員がなされた。」との答弁でした。

討論はなく、採決に入り、議案第55号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、報告第1号「工事請負変更契約専決処分」について、当局の説明を受け、審査に入り質疑、討論はなく、採決に入り、報告第1号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

次に、報告第3号「村道路線の認定の専決処分」について、当局の説明を受け、審査に入り質疑、討論はなく、採決に入り、報告第3号は全会一致で原案のとおり承認すべきものと決しました。

関係各課が入場後、再開し、討論はなく、採決に入り、議案第51号は全会一致により可決すべきものと決しました。

次に、陳情第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるため、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」の審査に入り、委員より「少人数学級は、先生の目が行き届きやすく、学力の向上の面でもプラスになるという話を聞いたことがある。子どもの教育についてはある程度の投資が必要だと思うので賛成。」との意見や、「少人数学級はすでに進んでいるという認識。教職員不足という現状もあり、教職員組合の考え方には賛同できない。不採択。」との意見。また「感染症対策を含む様々な場面で先生方の負担を減らすといった、働き方改革の観点からも賛成。」などの意見がありました。

採決に入り、陳情第3号は賛成多数で採択されました。

以上、当委員会に付託のあった議案の審査経過と結果についての報告といたします。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの生活福祉教育委員長の報告に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

以上で、各委員長の報告が終了いたしました。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。（反対討論なし）

次に、賛成の方の発言を許します。（賛成討論なし）

ほかに討論ございませんか。（なしの声）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は、挙手により行います。

総務産業委員長より報告のありました、議案第49号「大潟村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」について、委員長の報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第50号「普通財産の貸付について」、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、総務産業並びに生活福祉教育両委員長より報告のありました、議案第51号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第52号「令和4年度大潟村診療所特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第53号「令和4年度大潟村介護サービス事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第54号「令和4年度大潟村水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、議案第55号「令和4年度大潟村公共下水道事業特別会計補正予算案」について、委員長報告のとおり原案に賛成の方の挙手

を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、報告第1号「工事請負変更契約専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第1号は承認することに決定いたしました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、報告第2号「大潟村村税条例の一部を改正する条例の専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第2号は承認することに決定いたしました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、報告第3号「村道路線の認定の専決処分報告」について、委員長報告のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、報告第3号は承認することに決定いたしました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、陳情第1号「陳情書（女性トイレの維持及びその安心安全の確保について）」、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます

挙手多数であります。

よって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、陳情第2号「国民の祝日『海の日』を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情」について、先ほどの、委員長報告は、不採択でした。

採決いたします。

陳情第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、生活福祉教育委員長より報告のありました、陳情第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について」、委員長報告のとおり採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第3号は採択することに決定いたしました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、陳情第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情」について、委員長の報告のとおり採択することに賛成の方

の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、陳情第4号は採択することに決定いたしました。

次に、総務産業委員長より報告のありました、陳情第5号「沖縄を『捨て石』にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情」について、先ほどの委員長報告は、不採択でした。

採決いたします。

陳情第5号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

挙手少数であります。

よって、陳情第5号は不採択とすることに決定いたしました。

次に、日程第16、議案第56号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」を議題といたします。

村長より提出議案の説明を求めます。

高橋村長。

【村長：高橋浩人】

それでは、追加で提出しております議案についてご説明申し上げます。

議案第56号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」についてですが、農林水産業費において、農地利用効率化等支援事業として、新たに1,033万6千円、県産米品質向上・検査体制強化事業として、新たに1,721万2千円を計上するものであります。

農地利用効率化等支援事業は、農地集約化の観点から、生産の効率化に取り組むために必要な農業用機械・施設の導入を支援するものです。また、県産米品質向上・検査体制強化事業は、コロナ禍により米の需要が落ち込む中、産地間競争に勝てるよう、品質向上や流通体制強化に必要な機械等の導入を支援するものです。

なお、補正の財源としては、全額県補助金に求めたところであります。

以上、提出案件の概要についてご説明申し上げたところでありますが、詳細につきましては、提出しております議案書、補正予算書に記載されておりますので、ご高覧いただき、ご審議のうえ可決賜りますようお願い申し上げます。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の詳細につきまして、令和4年度大潟村一般会計補正予算の詳細について、産業振興課、石川課長より説明を求めます。

石川産業振課長。

【産業振興課長：石川歳男】

議案第56号、追加で提案いたしました大潟村一般会計補正予算案の詳細についてご説明いたします。

事業としては2つの事業であります。農地利用効率化等支援事業につきましては、これ

は国の事業メニューでありますけれども、助成対象者が村においては5経営体であります。補助率は事業費の10分の3、上限が300万円というような事業でありまして、今回、村においては農業機械の取得に係る経費についての助成ということになっております。機械の種類については、トラクター、コンバイン、乾燥機等であります。

もうひとつの県産米品質向上・検査体制強化事業につきましては、これは県単、秋田県の単独事業であります。品質向上ということで、色彩選別機の導入と、もうひとつは米の検査体制の強化に要する機器の導入であります。

今回の事業実施主体については、色選機の導入につきましては2つの事業実施主体というふうになっております。1つが農業生産経営体、もうひとつが農業団体、これはいわゆる米の収出荷団体ということになっております。この2つの事業実施主体と加えて、検査体制についても1つの農産物検査機関においての必要な機器の導入ということになっております。

以上、事業の内容についてご説明いたしました。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出議案の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。

質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

原案に反対の方の発言を許します。（反対討論なし）

次に、賛成の方の発言を許します。（賛成討論なし）

ほかに討論ございませんか。（なしの声）

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は挙手で行います。

議案第56号「令和4年度大潟村一般会計補正予算案」について、原案に賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第17、意見書案第2号「女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

意見書案第2号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第2号

女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年6月14日提出

提出者	大潟村議会議員	三村 敏子
賛成者	大潟村議会議員	工藤 勝
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	齊藤 知視
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	石井 雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

女性トイレの維持及びその安心安全の確保を求める意見書案

令和3年12月1日施行の労働安全衛生規則等の改正は、男性用と女性用とに分ける大原則は維持しつつも、同時に働く労働者が常時10人以下であれば共用1個でよいとされ、更に独立個室型のトイレを設けたときは男女別トイレの設置基準に一定数反映させるともされました。

この動きは、公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにおいても、独立個室型のトイレで足りるとの設計を助長し、更には男女共用型のトイレで足りるとする傾向を成立・加速させる可能性があります。

しかし、女性トイレは、女性が長年かけて獲得してきたものです。性犯罪のほとんどが男性によるものであることから、多くの悲惨な被害を重ねながらも、先人の女性達が血と涙を流して闘い、設置されてきたものです。女性トイレでの女性は、より無防備であることから身体男性への恐怖感があります。個室に引きずりこまれての性暴力被害、個室での盗撮や盗聴被害の増加、さらに使用済みの生理用品を見られたり、持ち出される事件は後を絶ちません。特に、警戒心が薄く抵抗する力のない女兒や、障害のある女性が性暴力被害に遭いやすい傾向にあります。

したがって、事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」を今後とも崩さず、女性トイレはすべからく維持し、また女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとることは極めて重要です。

よって、政府に下記の事項を求めます。

記

1. 労働安全衛生規則第628条及び事務所衛生基準規則第17条所定の事業所トイレにおける大原則である「男性用と女性用に区別して設けること」につき、今後ともこれをくずさないようにすること。
2. 公的な建物内、公衆便所や大規模小売店舗等の不特定多数が使うトイレにつき、女性トイレはすべからく維持し、またこれらトイレにおいて、女性の安心安全という権利法益を守るべく諸方策をとること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和4年6月14日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

総務大臣 金子 恭之 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

内閣府特命担当大臣（地方創生、少子化対策、男女共同参画） 野田 聖子 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第2号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第18、意見書案第3号「教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

8番、戸部誉さん。

【8番：戸部 誉議員】

8番、戸部誉です。

意見書案第3号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第3号

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案
上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年6月14日提出

提出者	大潟村議会議員	戸部 誉
賛成者	大潟村議会議員	松本 正明
賛成者	大潟村議会議員	黒瀬 友基
賛成者	大潟村議会議員	菅原 史夫

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

教職員定数改善と義務教育費国庫負担割合引き上げを求める意見書案

21年の法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられているものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育活動をすすめるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

萩生田前文科大臣も、改正義務標準法にかかわる国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちのゆたかな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策にともない新たな業務も発生しています。ゆたかな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種配置増など教職員定数改善が不可欠です。

記

1. 子どもたちの教育環境改善及び教職員の働き方改革のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。また、中学校・高等学校における35人学級を実施すること。
2. 自治体で国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施ができるよう、十分な加配措置を行うこと。
3. 教育の機会均等と水準の維持向上をはかり、地方財政を確保するため、義務教育費国庫負担割合を引き上げること。

令和4年6月14日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長	細田 博之 様
参議院議長	山東 昭子 様
内閣総理大臣	岸田 文雄 様

文部科学大臣 末松 信介 様
財務大臣 鈴木 俊一 様
総務大臣 金子 恭之 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第3号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第19、意見書案第4号「地方財政の充実・強化を求める意見書案」を議題といたします。

本案は議員提案であります。

提出者の説明を求めます。

3番、三村敏子さん。

【3番：三村敏子議員】

3番、三村敏子です。

意見書案第4号について、意見書案を読み上げて、提案に代えさせていただきます。

意見書案第4号

地方財政の充実・強化を求める意見書案

上記の意見書案を、別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

令和4年6月14日提出

提出者	大潟村議会議員	三村 敏子
賛成者	大潟村議会議員	工藤 勝
賛成者	大潟村議会議員	菅原アキ子
賛成者	大潟村議会議員	齊藤 知視
賛成者	大潟村議会議員	川渕 文雄
賛成者	大潟村議会議員	石井 雅樹

大潟村議会議長 丹野 敏彦 様

地方財政の充実・強化を求める意見書案

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化の進展にともなう子育て、医療・介護など社会保障制度の整備、また人口減少下における地域活性化対策、脱炭素化をめざした環境対策、あるいは行政のデジタル化推進など、より新しく、かつ極めて多岐にわたる役割が求められつつあります。

しかし、現実に地域公共サービスを担う人材は不足しており、疲弊する職場実態にある中、新型コロナウイルス、また近年多発している大規模災害への対応も迫られています。これらに対応するための地方財政について、政府は「骨太方針2021」において、2021年度の地方一般財源水準を2024年度まで確保するとしていますが、それをもって増大する行政需要に十分対応し得るのか、大きな不安が残されています。

このため、2023年度の政府予算と地方財政の検討にあたっては、コロナ禍への対応も勘案しながら、歳入・歳出を的確に見積もり、地方財政の確立をめざすことが必要です。このため、政府に以下の事項の実現を求めます。

記

1. 社会保障の維持・確保、防災・減災また脱炭素化対策、地域活性化にむけた取り組みや、デジタル化対策など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握し、それを支える人件費も含めて、十分な地方一般財源総額の確保をはかること。
2. とりわけ、子育て、地域医療の確保、介護や児童虐待防止、生活困窮者自立支援など、急増する社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、地方単独事業分も含めた十分な社会保障経費の拡充をはかること。また、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正にむけては、偏在性の小さい所得税・消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
4. 引き続きの新型コロナウイルス感染症対策として、ワクチン接種体制の確保、感染症対応業務のみに限定しない、より全体的な保健所体制・機能の強化、その他の新型コロナウイルス対応事業、また地域経済の活性化まで踏まえ、十分な財源措置をはかること。また、コロナ禍対策として行った固定資産税の軽減措置については2022年度をもって終了するとともに、今後、国の施策の一環として、各種税制の廃止や変更、また減税等を検討する際は、地方の財政運営における予見性を損なわないよう、十分に地方団体等の意見を反映し、慎重に検討すること。
5. 「まち・ひと・しごと創生事業費」として確保されている1兆円については持続可能な地域社会の維持・発展にむけて恒久的な財源とすること。また、同規模の財源確

保はもとより、その拡充を含めて検討すること。

6. 会計年度任用職員制度の運用においては、今後も当該職員の処遇改善が求められることから、引き続き所要額の調査を行うなどし、さらなる財政需要を十分に満たすこと。
7. 特別交付税の配分にあたり、諸手当等の支給水準が国の基準を超えている自治体に対して、その取り扱いを理由とした特別交付税の減額措置を行わないこと。
8. デジタル・ガバメント化における自治体業務システムの標準化にむけ、地域デジタル社会推進費に相当する財源を継続して確保するなど、十分な財源を保障すること。また、デジタル化が定着化していく過渡期において生じ得る行政需要についても、人材・財源を含めた対応を行うこと。
9. 森林環境譲与税については、より林業需要を見込める地方公共団体への譲与額を増大させるよう、その譲与基準を見直すこと。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかり、小規模自治体に配慮した段階補正の強化など対策を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和4年6月14日

秋田県大潟村議会議長 丹野 敏彦

衆議院議長 細田 博之 様

参議院議長 山東 昭子 様

内閣総理大臣 岸田 文雄 様

財務大臣 鈴木 俊一 様

総務大臣 金子 恭之 様

厚生労働大臣 後藤 茂之 様

内閣府特命担当大臣（地方創生担当） 野田 聖子 様

内閣府特命担当大臣（経済財政政策担当） 山際 大志郎 様

以上です。

【議長：丹野敏彦】

ただいまの提出者の説明に対し、質疑を行います。

質疑ございませんか。（なしの声）

質疑を終結いたします。

これより討論を省略し、採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
（異議なしの声）

異議なしと認め、討論を省略し、採決に入ります。

意見書案第4号について、賛成の方の挙手を求めます。

挙手多数であります。

よって、意見書案第4号は原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩いたします。（午後4時05分）

再開いたします。（午後4時06分）

次に、日程第20「議員派遣の件」についてを議題といたします。

お手元に配付しております「議員派遣の件」については、地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、議会の議決で決定する必要があります。

お諮りいたします。

「議員派遣の件」について、配付資料のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、「議員派遣の件」は決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま決定いたしました議員派遣の内容に、今後、変更を要する場合は、取扱いを議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（異議なしの声）

異議なしと認め、よって、議員派遣の内容に変更を要する場合の取扱いは、議長に一任されました。

以上で、本日の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、令和4年第3回大潟村議会定例会を閉会いたします。

（午後3時52分）